

周防大島町告示第76号

平成26年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成26年12月2日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成26年12月9日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

魚谷 洋一君

平川 敏郎君

田中隆太郎君

広田 清晴君

荒川 政義君

中本 博明君

魚原 満晴君

今元 直寛君

尾元 武君

平野 和生君

吉田 芳春君

濱本 康裕君

新山 玄雄君

小田 貞利君

松井 岑雄君

久保 雅己君

○12月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成26年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成26年12月9日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成26年12月9日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議案第1号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第2号 平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第3号 平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第4号 平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第5号 平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第6号 平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第7号 平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第8号 平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第9号 平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第10号 平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第11号 公有水面埋立ての免許について
- 日程第17 議案第12号 周防大島町役場の位置を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 周防大島町共同墓地設置及び管理条例の一部改正について

- 日程第22 議案第17号 周防大島町斎場条例の一部改正について
日程第23 議案第18号 町道路線の認定について (町道油通北二線)
日程第24 議案第19号 町道路線の認定について (町道安高屋敷線)
日程第25 議案第20号 町道路線の認定について (町道平尾線)
日程第26 議案第21号 町道路線の変更について (町道向佐連線)
日程第27 議案第22号 町営土地改良事業の計画変更について
日程第28 議案第23号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について
日程第29 議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」について
日程第30 議会広報編集特別委員会の設置について
日程第31 地域活性化特別委員会に付託中の調査・研究について
日程第32 地域活性化特別委員会の設置について
日程第33 防災対策特別委員会に付託中の調査・研究について
日程第34 防災対策特別委員会の設置について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告並びに議案説明
日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第6 議案第1号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算 (第5号)
日程第7 議案第2号 平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)
日程第8 議案第3号 平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)
日程第9 議案第4号 平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
日程第10 議案第5号 平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)
日程第11 議案第6号 平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
日程第12 議案第7号 平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)
日程第13 議案第8号 平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)

- 日程第14 議案第9号 平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第10号 平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）
日程第16 議案第11号 公有水面埋立ての免許について
日程第17 議案第12号 周防大島町役場の位置を定める条例の一部改正について
日程第18 議案第13号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第19 議案第14号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
日程第20 議案第15号 周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正について
日程第21 議案第16号 周防大島町共同墓地設置及び管理条例の一部改正について
日程第22 議案第17号 周防大島町斎場条例の一部改正について
日程第23 議案第18号 町道路線の認定について（町道油通北二線）
日程第24 議案第19号 町道路線の認定について（町道安高屋敷線）
日程第25 議案第20号 町道路線の認定について（町道平尾線）
日程第26 議案第21号 町道路線の変更について（町道向佐連線）
日程第27 議案第22号 町営土地改良事業の計画変更について
日程第28 議案第23号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について
日程第29 議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」について
日程第30 議会広報編集特別委員会の設置について
日程第31 地域活性化特別委員会に付託中の調査・研究について
日程第32 地域活性化特別委員会の設置について
日程第33 防災対策特別委員会に付託中の調査・研究について
日程第34 防災対策特別委員会の設置について

出席議員（16名）

1番 魚谷 洋一君	2番 平川 敏郎君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
7番 魚原 満晴君	8番 今元 直寛君
9番 尾元 武君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 新山 玄雄君	14番 小田 貞利君
15番 松井 岑雄君	16番 久保 雅己君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君 議事課長 中村 和江君
書 記 岡本 義雄君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
公営企業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	奈良元正昭君
産業建設部長	……………	池元 恭司君	健康福祉部長	……………	川口 満彦君
環境生活部長	……………	佐川 浩二君	久賀総合支所長	……………	前崎 浩二君
大島総合支所長	……………	佐本 洋二君	東和総合支所長	……………	藤山 忠君
橘総合支所長	……………	升谷 高広君			
会計管理者兼会計課長	……………				松本 康男君
教育次長	……………	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	…	藤田 隆宏君
総務課長	……………	佐々木義光君	財政課長	……………	中村 満男君

午前9時30分開会

○議長（久保 雅己君） おはようございます。本日は御出席いただきまして、ありがとうございます。
ます。

ただいまから、平成26年第4回周防大島町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（久保 雅己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、濱本康裕議員、13番、新山玄雄議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（久保 雅己君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る12月3日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月17日までの9日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期はお手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月17日までの9日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（久保 雅己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年9月以後、本日まで議会に提出されております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員から月例現金出納検査（9月・10月・11月実施分）及び定期監査（9月・10月・11月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布しております。

次に、陳情について4件受理しております。

議会運営委員会で、お諮りいただき、陳情・要望第20号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書については、所管であります民生常任委員会で、陳情・要望第21号、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する陳情については、所管である総務文教常任委員会でそれぞれ審議いただくことにしております。

陳情・要望第22号、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情と、陳情・要望第23号、平成27年度市町予算編成に際しての商工会助成については、議員配布として既にお手元にお届けしております。

続いて、系統議長会関係について。10月17日柳井地区広域市町議会議長会臨時総会が開催され、平成27年度事業計画等が協議されたところです。

11月7日山口市において、山口県町議会議長会11月定例会が開催され、山陰自動車の建設促進等についての要望、山口県水道事業、高料金対策費補助事業についての要望及び平成27年度事業計画等について協議がなされ、決議されたところです。

11月11日、第33回離島振興市町村議会議長全国大会が開催され、離島航路・空路支援法（仮称）の早期制定を求める特別決議など特別決議2件、14項目の要望が議決されたところで

す。

翌12日には、第58回町村議会議長全国大会が開催され、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立による特別議決など特別議決5件、13項目の要望が決議されたところです。

続いて、研修について。9月26日山口セントコアにおきまして、自治研修会が開催され、常任委員長さんを初め6名の議員さんが出席されております。

続いて、町人会関係について。9月28日の近畿東和会へ魚谷議員が、10月19日の東京東和町人会へ田中議員と新山議員が、11月16日の近畿大島会へ広田議員が、11月18日の東京大島郡人会広田議員と小田議員と私、久保が出席いたしました。

それぞれの会におきまして、会員との情報交換と親睦の輪を広め、語らいの中から故郷に対する熱い思いと寄せる期待の大きさに、島を守る我々の責任の重大さを肝に銘じたところでございます。

関係議員の皆さん、大変お疲れさまでした。

また今後、東京久賀倶楽部、東京たちばな会、関西橘町人会が予定されており、この件につきましては、議員派遣として御決議いただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告並びに議案説明

○議長（久保 雅己君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長から行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 改めまして、おはようございます。

本日は、平成26年第4回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末の大変御多忙な折にもかかわらず、御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、2件の行政報告を申し上げます。

まず、1点目は、去る11月9日に開催されました、第1回「サザンセット・ロングライド in やまぐち」について報告をさせていただきます。

この大会は、柳井市を発着点に周防大島を1周し室津半島の一部を含めた瀬戸内海の海と山々が広がる風光明媚な一帯150キロメートルをめぐるサイクリングイベントであります。

今回の第1回大会には、北は北海道から南は九州・鹿児島県まで国内31都道府県、海外はお隣の韓国からの方々も合わせて、724名のエントリーをいただきました。

天候が、あいにくの雨と寒さということもありまして、公式出走者数は548名でございました。

町内各エイドステーション、休憩所のことでございますが、ここでは、我が町自慢の郷土料理

や特産の大島ミカンなどを御用意して、参加者のおもてなしを行いました。

私も早朝より各エイドステーション全てに足を運び、参加者の皆さんのお出迎えや激励をするともに、大会運営に御協力いただきました方々に、御礼の御挨拶をして参ったところであります。

また、夕方には柳井市の大会本部へも駆けつけ、ゴール地点で再び参加者のお帰りをお迎えしながら、スタッフに感謝とねぎらいの声をかけて回ったところでございます。

11月8日の前日祭と9日の本大会を合わせて、2日間の日程で開催された今大会でございましたが、瀬戸内海国立公園内に位置する周防大島町の美しい海と島々、そしてきれいな空気など豊かな自然を、そして何よりも周防大島町の皆さんの温かいおもてなしや、その心意気を十分に体感していただけたのではないかと感じておるところであります。

今大会を通じて、参加者の皆さん方はもちろんですが、御家族や御親戚、お友達など多くの方々が一歩リピーターとなって、ぜひ2度3度とこの地域に足を運んでいただけるようにと願っているところでございます。

このたび、大会を無事終えることができたのも、大会関係各位、協賛会社、ボランティアの皆様、そして雨の中、沿道でたくさんの皆様が御声援くださったことで、絶大なる御協力をいただきました、その賜物であると感謝しているところでございます。

ここに御尽力をいただきました全ての方々に厚く御礼を申し上げ、報告とさせていただきます。次に、周防大島町空き家等の適正管理に関する条例について、御報告をいたします。

本町の空き家等の適正管理に関する条例につきましては、議員提案により制定され、平成25年4月1日から施行されました。

本条例の骨子は、空き家等の所有者は適正な管理を行う責務があり、まずは自治会や近所の皆さんが空き家の所有者に対しまして、適正な管理や有効活用を要請するなどの解決に努めていただきますが、それにもかかわらず、適正な管理が行われない空き家につきましては、町に情報を提供していただき、町はその情報提供により空き家の実態調査を行い、管理不十分な場合は、所有者に対しまして助言・指導や勧告を行い、意思表示がない場合は違反の内容などを公表するというものでございます。

空き家対策は、住民の安全を守る観点から極めて重要な課題であり、国におきましても、空き家等対策の推進に関する特別措置法が、議員立法により、去る11月19日に成立をいたしました。

この法律では、国において、空き家等に関する施策の基本指針を策定し、市町村はその基本指針に即した空き家等対策計画の策定や、法律で規定する限度において、空き家等への立入調査、空き家等の所有者を把握するための固定資産税情報の内部利用、また、必要な措置を履行しない

ときは、命令や強制代執行等が可能とし、国や県は、町が行う対策の実施に要する費用に対する補助などの措置を講ずるなどが規定されております。

本町におきましては、条例制定後は、住民の方が、空き家の適正管理というものに認識を持ち、解体件数が増加したように見受けられます。少しずつではありますが、効果が表われているのではないかと考えております。

今回の法律によりまして、何もかも行政が解決するというように解釈されがちであり、個人の財産の管理に対しても、行政がどこまで関与すべきかは別といたしまして、今後は空き家の問題解決に向けて、政令や省令の動向を鑑み、議員提案の条例ではございますが、法の主旨に沿った改正を行ってまいりたいと思っております。

以上、行政報告を2件させていただきました。

それでは、提出議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、人権擁護委員の候補者の推薦に関する諮問1件、補正予算に関するもの10件、公有水面埋め立ての免許について1件、条例の一部改正に関するもの6件、町道の路線認定・変更について4件、町営土地改良事業の計画変更について1件、指定管理者の指定について1件の合計24件であります。

諮問第1号は、平成26年3月31日をもって任期満了となります、人権擁護委員の候補者の推薦について議会の御意見を求めるものであります。

議案第1号、平成26年度一般会計補正予算（第5号）は、既定の予算に1億2,402万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を153億1,019万8,000円とするものであります。

議案第2号、平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算に9,467万円を追加し、補正後の予算の総額を36億6,342万6,000円とするものであります。

議案第3号、平成26年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算に307万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を4億4,694万9,000円とするものであります。

議案第4号は、平成26年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。保険事業勘定の既定の予算から、1,144万3,000円を減額し、補正後の予算の総額を34億6,183万1,000円とし、介護サービス事業勘定の既定の予算に155万円を追加し、補正後の予算の総額を1,782万7,000円とするものであります。

議案第5号、平成26年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算から247万2,000円を減額し、補正後の予算の総額を8億2,410万4,000円とするもの

であります。

議案第6号、平成26年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算に272万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億8,959万1,000円とするものであります。

議案第7号、平成26年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算から214万2,000円を減額し、補正後の予算の総額を3億3,098万3,000円とするものであります。

議案第8号、平成26年度漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算に97万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を5,343万円とするものであります。

議案第9号、平成26年度渡船事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算から341万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を8,503万4,000円とするものであります。

議案第10号、平成26年度公営企業局企業会計補正予算（第2号）は、給与改定に伴い収益的収支予算について所要の補正を行うとするものであります。

議案第11号は、県道大島環状線、横見工区の道路整備で、海岸の一部を埋め立てて改良することについて山口県知事より意見を求める諮問がありましたので、異議のない旨の回答をすることについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号は、周防大島町役場の位置を定める条例の一部改正についてであります。健康増進課及び介護保険課を現在改修中の旧日良居中学校へ移転することから、日良居庁舎として庁舎の位置づけをしようとするものであります。

議案第13号は、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。人事院勧告に準じ、給料月額及び期末・勤勉手当につきまして、引き上げることとし、一般職の職員の給与に関する条例、船舶職員の給与及び旅費条例、議会議員及び町長等の期末手当に関する条例を一括して一部改正しようとするものであります。

議案第14号は、周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてであります。健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額について所要の改正を行うものであります。

議案第15号、周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正、議案第16号、周防大島町共同墓地設置及び管理条例の一部改正、議案第17号、周防大島町斎場条例の一部改正については、いずれも耕地番と山地番に同一地番が定められ、重複地番が存在していることにより発生するトラブルに対処するため、山口地方法務局登記官が職権により山地番に1万番を加算したことに伴い、各施設の位置の表の一部を改正するものであります。

議案第18号から議案第20号までの3議案は、いずれも県から町への移管に伴い、町道路線の認定につきまして、お諮りするものであります。

議案第21号、町道路線の変更については、県道橘東和線の道路改良工事に伴い、町道向佐連線の路線の変更をお願いするものであります。

議案第22号は、町営土地改良事業の計画変更についてであります。工種の変更に伴い、事業計画を変更するものであります。

議案第23号は、竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定についてであります。本施設については、指定管理者を指定して運用を行うものであります。公募により選定した結果を踏まえ、有限会社千鳥を指定管理者に指定するものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

終わります。

○議長（久保 雅己君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5. 諮問第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明を申し上げます。

現、人権擁護委員であります、竹本三千之氏の任期が、平成27年3月31日をもって満了することに伴う後任候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

候補者といたしましては、福祉をはじめ地域の実情にも精通され、人権擁護に関しましても深い造詣をお持ちの田村敏範氏を推薦いたしたいと存じます。詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に対しまして、同氏を人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますのでよろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりました。お諮りします。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、田村敏範氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦は、田村敏範氏を適任とすることに決定しました。

日程第6. 議案第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第6、議案第1号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。補足説明を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第1号、平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に1億2,402万6,000円を追加し、予算の総額を153億1,019万8,000円とするとともに、第2条において債務負担行為の補正を、第3条において地方債の補正を行うものでございます。

まず、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書より御説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

歳入の13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金において、国保基盤安定負担金の増額に伴う追加計上、また、障害福祉費負担金は、歳出に連動し、更生医療給付費負担金、特別障害者手当等負担金、障害児施設給付費負担金をそれぞれ追加計上するものでございます。

2目衛生費国庫負担金も同様に、歳出額の増額に伴い、未熟児養育医療負担金を追加計上しております。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、児童福祉費補助金において、制度改正により、県支出金の子育て支援特別対策事業補助金を保育緊急確保事業補助金に組み替え、国庫支出金部分1,679万1,000円を新規計上するとともに、介護保険対策費補助金において、介護保険のシステム改修に伴う補助金150万3,000円を新規計上するものでございます。

14款県支出金1項県負担金2目民生費県負担金は、国庫負担金と同様に、社会福祉費負担金において、国保基盤安定負担金を、障害福祉費負担金において、更生医療給付費負担金及び障害児施設給付費負担金をそれぞれ追加計上するものでございます。

14ページ3目衛生費県負担金についても、国庫負担金と同様に、未熟児養育医療負担金を追加計上するものでございます。

2項県補助金2目民生費県補助金は、社会福祉費補助金において、交付額の確定による国保負担軽減対策費助成事業補助金の追加計上、児童福祉費補助金では、制度改正に伴う子育て支援特

別対策事業補助金から保育緊急確保事業費補助金への組み替えを行うとともに、歳出の増額に伴う延長保育促進事業補助金の追加計上を行うものでございます。

4目農林水産業費県補助金は、農業費補助金において、中山間地域等直接支払推進事業補助金及び農業委員会補助金の追加配分による増額計上を行うとともに、機構集積協力金交付事業補助金を新規に計上するものでございます。

また、林業費補助金は、新規事業に伴う、小規模治山事業補助金の新規計上でございます。

5目商工費県補助金は、廃止路線代替バス運行事業補助金を事業量の増に伴い、追加計上するものでございます。

15ページ、3項県委託金1目総務費県委託金は、県議会議員選挙委託金の新規計上でございます。

16款寄附金1項寄附金2目教育費寄附金は、いずれも教育振興に役立ててほしい旨の御寄附をお受けしたことから、新規に予算計上するものでございます。

17款繰入金は、財政調整基金を1億83万5,000円取り崩し、財源調整を行っております。

16ページ、19款諸収入は、事業費増に伴い、未熟児養育医療一部自己負担金を追加計上するものでございます。

20款町債は、過疎対策事業債について、それぞれ事業量の増に伴い、追加計上するものでございます。

続いて、歳出について御説明をいたします。

今回は、一般会計並びに各特別会計におきまして、当初予算編成以降の人事異動等に伴う人件費の調整、また議案第13号でお諮りいたします、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正による影響額の調整等行っており、一般会計における職員人件費の総額は、2,962万1,000円の増額、漁業集落排水事業特別会計及び公営企業局企業会計を除く特別会計においては、1,601万円の減額となっております。

それでは、人件費以外の主なものにつきまして、御説明をいたします。

17ページをお願いいたします。

1款議会費1項議会費1目議会費、議会運営経費は、議員期末手当の支給率改正による61万7,000円の追加計上でございます。

18ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、行政一般経費では、東日本大震災を被災し、福島県いわき市の仮設住宅での生活を送られている方々を引き続き応援するため、特産品のミカンをお送りする経費を計上するものでございます。

5目財産管理費、基金管理経費は、再編交付金充当事業について、漁港管理費、陸閘整備事業

の入札減による事業費調整を観光振興事業助成基金により行うため、積立金を追加するものでございます。

7目支所及び出張所費は、久賀支所経費において、主に、庁舎の老朽化により支障のある、トイレ排水管の敷設替えのための修繕費や地域要望に対応するための原材料費を、大島支所経費では、職員欠員代替の非常勤職員の雇用経費及び地域要望による小規模施設整備事業補助金を、橘支所経費においても同様に、工事請負費をそれぞれ追加計上するものでございます。

19ページ、8目電子計算費は、現在、基幹システムの更新作業を行っているところでございますが、これに伴う納付書等の印刷製本費を一括して計上するものでございます。

20ページ、3項住民基本台帳費1目住民基本台帳費、住民基本台帳一般経費は、基幹システムを更新することにより、戸籍システムとの連携を再構築する必要があり、これに伴うシステム改修費248万4,000円の新規計上でございます。

21ページの4項選挙費2目農業委員会委員一般選挙費は、無投票となり、また、事業費が確定したことにより、歳出予算を減額し調整を行うものでございます。

22ページ、5目県議会議員選挙経費は、選挙日程が来年4月3日告示、4月12日執行と決定され、26年度内に必要と見込まれる選挙経費を新規に計上するもので、歳入と同額の657万3,000円を計上するものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費2目障害福祉費では、障害福祉一般経費において、障害福祉関係の平成25年度事業精算による国・県への償還金、2,011万円を新規計上するとともに、障害者区分認定等事業、更生医療事業、特別障害者手当等給付事業、及び障害児施設給付費事業の各事業において、今後、不足が見込まれる扶助費等を追加計上するものでございます。

24ページ、3目老人福祉費4目国民年金費は、人件費の調整でございます。

25ページ、5目介護保険対策費は、本年6月に施行された医療介護総合確保推進法のうち、介護保険法の改正について、このたび対応が必要とされるシステム改修費の委託料385万6,000円を新規に計上するものでございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の児童福祉総務一般経費は、児童福祉費に係る平成25年度の精算による償還金、444万2,000円を新規に計上しております。

26ページ、5目保育所運営費私立保育所運営経費は、国庫補助金等の補助基準額の増額に伴い、延長保育促進事業補助金11万円を追加計上するものでございます。

27ページ、3項生活保護費1目生活保護総務費は、生活保護総務一般経費において、25年度精算に伴う償還金、2,232万9,000円を新規計上しております。

28ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、母子保健事業において未熟児

養育医療給付金を20万円追加計上するとともに、たちばなケアプラザ管理経費において電気料の不足が見込まれるため、光熱費30万円を増額しようとするものであります。

29ページ、2項清掃費2目じん芥処理費は、不燃物処理施設管理経費において、雑用コンプレッサーの能力が低下しており、収集処理に支障が生じることから、修繕整備のため130万円を計上しております。

30ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は、農業委員会一般経費において、これまで農地利用状況調査に加え、新たに利用意向調査を行うための経費として17万9,000円を計上するものでございます。

31ページ、3目農業振興費は、特産対策事業において、イノシシ被害の増加が著しく、鳥獣被害防止施設等整備事業補助金の申請も急増しており、これに対応するため530万円を追加計上しております。

また、農地中間管理機構事業は、農地集積事業において機構集積協力金の支援事例が生じたため、これに係る協力金55万円を新規に計上するものでございます。これは、耕作農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合、交付要件に基づき協力金を交付するもので、県補助金と同額の計上となっております。

5目農地費、広域農道管理事業は、電気料が増加し不足が見込まれるため、光熱費を増加しようとするものでございます。

32ページ、2項林業費1目林業総務費は、有害鳥獣捕獲事業の委託料385万円の追加計上でございます。これは、イノシシの捕獲について、これまでの実績から大幅な捕獲頭数の増加が見込まれるためのものでございます。

2目林業振興費は、小規模治山事業として、小松地区の山腹崩壊地の保全を図るため、工事請負費240万円を新規に計上するものでございます。

33ページ、3項水産業費2目水産業振興費は、魚礁設置事業において委託料及び工事請負費の事業費の調整を行うものでございます。

3目漁港管理費は、漁港施設に係る電気料の不足が見込まれるため、光熱費を追加計上するものでございます。

34ページをお願いいたします。

6款商工費1項商工費2目商工業振興費、廃止バス路線代替運行事業は、廃止路線となった奥畑線についてタクシー事業者に代替運行を依頼しているところですが、燃料費の高騰等により対象経費が大きくなったことから、生活バス路線対策補助金を増額し計上するものでございます。

また、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費は、水道使用料金について全額負担金により

支出しているところであり、当初の予定額が大きく不足することが見込まれるため、ながうらスポーツ滞在型施設等管理負担金を増額するものでございます。

3目観光費は、観光施設等の修繕に要する経費の計上でございます。

35ページ、7款土木費2項道路橋梁費及び36ページ、3項河川費4項港湾費は、いずれも電気料について不足が見込まれるため、光熱費を増額するものでございます。

37ページ、6項住宅費1目住宅管理費の公営住宅一般管理経費は、浄化槽改修のほか、公営住宅の維持管理において不足が見込まれる修繕費175万円を追加計上するものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、教職員住宅管理経費において、平野教職員住宅に係る修繕費49万1,000円を、学校教育経費においては、教育振興に役立ててほしい旨の寄附をお受けしたことから学校図書を購入することとし、10万円を計上するものでございます。

39ページ、2項小学校費1目学校管理費は、消防施設点検により指摘のあった設備等の改修のため、修繕費18万7,000円を追加計上しております。

2目教育振興費は、沖浦小学校教育振興経費において、音楽室、放送設備の更新、浮島小学校教育振興経費において、浮島航路を利用する際の渡船料を増額するものでございます。

3項中学校費1目学校管理費は、東和中学校及び安下庄中学校消防設備の修繕費の計上でございます。

40ページ、4項社会教育費2目公民館費は、棕野公民館運営経費において浄化槽の修繕経費を、かんころ楽園管理運営経費において電気料に不足が見込まれることから、光熱費を増額し計上するものでございます。

41ページ、3目図書館費、久賀図書館管理運営経費は、社会教育への活用を目的とする寄付金をお受けし、図書館図書を購入する経費を計上するものでございます。

5目社会教育施設費は、橘総合センターの屋内消火栓用ホースの購入経費及び電気料不足による光熱費を計上するものでございます。

42ページ、5項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育一般経費は、故障により事業運営に支障を来しているスポーツタイマー及びワイヤレスメガホンを早急に更新するため、備品購入費59万5,000円を追加計上するものでございます。

3目学校給食費の久賀地区学校給食センター管理運営経費は、浄化槽ポンプの更新の必要が生じたため、修繕費24万7,000円を追加計上するものでございます。

12款諸支出金1項繰出金は、各特別会計の補正予算に対応した繰出金の調整でございます。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続いて、7ページに返っていただきまして、債務負担行為の補正についてでございます。

これは、竜崎温泉潮風の湯、指定管理料について、議案第23号についてお諮りいたします指定管理者の指定に伴う指定管理料の債務負担行為の設定でございます。平成27年度から29年度までの3年間の指定管理料4,680万円を限度額として定めるものでございます。

続いて、9ページの地方債の補正でございます。このたびの補正による財源調整に伴い、過疎対策事業債の限度額を変更するものでございます。

以上が、議案第1号、平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず、今回の補正、1億2,402万6,000円という補正であります。

その中で大きく動いているのが基金の関係です。基金の関係で、財政調整基金の残額及び、もう一方増額部分で出てきます、いわゆる積立金の観光振興事業助成基金、この残高も報告を求めておきたいというふうに思います。

奈良元部長が補足説明した中で、今回のいわゆる人勧実施に伴う部分と、もう一つは触れませんでしたけど、職員の異動に関する部分ということで、今回補正をされているというふうに思われますので、合わせて幾らになるのか、答弁を求めておきたいというふうに思います。

次に、今回の補正は、来年3月までに不足するだろうということで補正されているというふうに考えますが、1つは、橋支所経費で130万円の補正がされております、工事請負費として。これは、小規模の部分なのか、どの部分なのか含めて答弁を求めておきたいというふうに思います。

次に、歳入で現れてきておりますが、先ほど制度改正ということで出されました、報告されました、県から国へ移行する部分として、民生費、国庫補助金として現れます。

県補助から国庫補助のほうに変わりますが、その制度上の改正を理由にした報告でありましたが、実際的に中味についてはどう変わるのか、全く変わらない中で財源だけが移動ということになるのか、答弁を求めておきたいというふうに思います。

次に、今回一般質問で上げておりますように、イノシシに関する増額補正ということですが、例えば、去年の場合でしたら、イノシシが1,200頭余り捕りましたと。それで、今年度、既に捕るほうも不足が見込まれると。実際的に罠といますか、防護のほうでも実際的に増やしておかなければ当然不足するだろうということで、今回補正をされておりますが、大体、見

込みと中身、防護の中身の補助について、報告を求めておきたいというふうに思います。

それと、今回議案にまたがって、ここで債務負担が起きる竜崎温泉について聞いておきたいというふうに思います。

これについても、町長のほうが全協で、理由としていわゆる消費税のアップまたは燃料費の高騰ということで説明がされました。指定管理料が、実際的には、今度は多額になるということで報告されました。

けさ、所管部から資料が出されておりました。実際的に、今回この債務負担で起こす中身、中身としては竜崎に対する債務負担ですが、その根拠となる数字がかなり大幅なので、再度この補正の中で聞いておきたい。

そしてまた、資料として持っておれば、指定管理が出発した当時と比較してどうなのかと。ただ単純に、私が今指摘したような管理料のアップなのか、それとも、実際的には、プール等については増えておると思われますが、全体で利用者状況はどうなのか、これも債務負担の項目の中で聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず1点目の、基金の状況について御質問いただきました。

今回の補正によりまして、財政調整基金の取り崩しを行っております。これによりまして、見込額ですけれども、46億718万9,629円と予算上は見込んでおります。

それから、観光振興事業助成金に420万円の積み立てを行う予定にしております。ここに伴いまして、予算上で4,636万3,664円というふうになる予定でございます。

それから、職員人件費の補正に関する御質問をいただきました。これで、特別会計等々も含めてのほうがわかりやすいと思いますので、これによって御説明をさせていただきます。

今回の人事院勧告の給与改定に伴う影響額、これが職員分として、2,281万7,000円の増額でございます。また、中途退職等々ございましたので、それに関する影響額が980万4,000円の減額でございます。したがって、今回の補正は合わせまして1,361万1,000円の増額補正になっております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 升谷橋総合支所長。

○橋総合支所長（升谷 高広君） 橋諸経費の130万円の補正ですが、これは町道などの簡易な補修を行う道路維持管理経費の工事請負費の補正でございます。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 子ども・子育て支援特別対策事業の制度が変更になりまして、

新たに子ども・子育て支援制度に関する補助制度といたしまして、保育緊急確保事業補助金と子育て支援特別対策事業とに分かれました。

子育て支援特別対策事業につきましては、保育の質の向上64万円歳入、2分の1の事業です、歳出が128万円ですから。それと、保育緊急確保事業補助金は、一時保育事業、地域子育て拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て支援短期支援事業、保育士等処遇改善臨時特例事業に分かれまして、事業内容は変わっておりませんが、補助財源内訳が変わっております。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） ちょっと資料が多いもので、資料をまず開けて答弁させていただきます。

それでは、広田議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目のイノシシの関係でございます。

今回、特産対策事業費として、鳥獣被害防止施設等整備事業補助金530万円を計上させていただきます。これは、電気柵、トタン、ワイヤーメッシュネットなどの購入費の半額補助をするものでございます。

現予算700万円から今回530万円、1,230万円を計上するものでございまして、近年、あの最近、特にイノシシの被害等の苦情もありまして、それに伴って、申請もたくさんあつてます。で、今の現予算でも不足になる予定になりますので、これから4カ月の間の予測をして、この金額を補正させていただいております。次にこれは今、防ぐ防御のほうです。

次に、捕るほうでございますが、次の林業総務費の有害鳥獣捕獲事業、今回これがイノシシにつきましては、現予算は1,250頭の7,000円で875万円程度を予定しておりましたが、今回、もう550頭分の7,000円として、385万円を追加したものでございます。

11月末現在で1,014頭を捕獲しています。昨年が1,200ですから、もう1,000頭超えていますので、また3月までには増えるということで、今回補正させていただいております。

次に、竜崎温泉の指定管理料ということでございまして、債務負担行為の金額についての御質問でございます。

きょう、机上の上に議案第23号参考資料として、A3の横を皆さんのほうに配布させていただいてます。これ、9月議会で、町長のほうで一般質問で、次、決まりましたら資料を出すということで、今回提出させていただいてます。

最終日に広田議員さん、竜崎温泉の分についての一般質問もございまして、今、債務負担で説明するというので、説明をさせていただきます。

これが、積算根拠の表となります。詳細な数字については、指定管理者のほうからもらった数

字をこの表にまとめたものでございます。

まず、右側でございます。これが平成24年度と25年度の指定管理者から提出があった実績でございます。

24年度で、まず、風呂がありまして、プールがありまして、貸し部屋・売店等、レストラン、この4部門に分かれます。

風呂につきましては、入浴者数、利用者数が7万6,233、プールが7,461、貸し部屋・売店等が8万6,585、レストランも同数として8万6,585と、人数としております。

この収入となります利用料金が、風呂につきましては4,237万7,900円、プールが74万6,100円、貸し部屋等の部のが876万5,394円、レストランの売り上げが6,330万9,041円となっております。これを、客単価、割りますと、部門別客単価が出ます。風呂が556円、プールが100円、貸し部屋が102円、レストランが732円となります。

この中で、風呂、プール、貸し部屋等の管理経費が、これにつきましては、指定管理者のほうの出た数字でございますが、9,206万4,900円となります。レストランのほうは、5,010万9,700円になりました。

これで、収入と支出を引いたものの差し引きが風呂とプール、貸し部屋のものとの収入と管理経費を引きますと、部分別差引金額4,017万5,506円の赤となります。レストランのものが、利用料金となる収入が6,300円、管理部門の支出が5,010万9,000円、それを引きますと、1,319万9,341円の黒字となります。

これを引きますと、年間収支で2,697万6,165円となります。これに、町の回数券がありますので、これが24年度につきましては、86万2,800円になりまして、24年につきましては、前指定管理者の販売した回数券の分がありましたので、この金額が58万3,000円がこの年だけあります。回数券利用人数が2,891人でありました。

これを総合年間収支で差し引きしますと、2,553万365円の赤字になりました。これに24年度の指定管理料を加えますと、1,240万円を加えますと、総合年間収支が1,313万365円というような考え方で年間収支を捉えております。

25年度につきましても、今言った説明のような考え方で、総合年間収支が1,694万1,753円という年間収支をもとに、右側になります。これが、今回質問がありました債務負担行為の根拠となる表でございます。27、28、29、3カ年の表になっておりまして、27年の分で説明いたします。

27年の町としての指定管理表計算上の数字でございますが、風呂を8万3,206、プールを7,500、貸し部屋等を9万2,000人、レストランを9万2,000人と想定しておりま

す。これに客単価を掛けます。客単価は平成24年の556円を消費税分を補正しまして572円、プールを100円、貸し部屋・売店等を105円、レストランの客単価を813円と単価を決めまして、これを利用者数で掛けたものが、風呂が4,759万3,832円、プールが7,500人の100円で75万円、貸し部屋・売店等が9万2,000人の105円で966万円、レストランにつきましては、7,479万6,000円と推定しております。

この中で、管理経費部分につきましては、平成19年から平成25年の平均、ただし、平成23年につきましては、以前の前指定管理者の撤退等がありましたので、これはちょっと参考数値とせず、23年を除いた19から25の平均をとりまして、管理経費が8,966万3,000円と計算をしております。

レストランの部についても同様の考え方で、5,941万1,530円、その収入と支出を引いた部分別差引金額が、風呂、プール、貸し部屋等が3,165万9,168円の赤字となっております。

レストランにつきましては、差し引き1,538万4,470円の黒字です。これを年間収支といたしまして、1,627万4,698円の赤と計算をしております。これに、町回数券の負担金、回数券利用人数を1,294人としまして、掛ける500円の64万7,000円として町の負担金を計算したものが、総合年間収支1,562万7,698円の赤と計算したものでございます。

28、29につきましても、同様な考え方に基づきまして計算して、27から29の収支合計4,683万6,437円を年平均にしたものが1,561万2,146円で、町としましては、1,560万円1年、掛ける3年の4,680万円を指定管理料として計算したものでございます。これが指定管理料の資料でございます。

次に、当初からの指定管理料のことをどうかという御質問でございます。

竜崎温泉「潮風の湯」につきましては、平成19年の6月から指定管理制度を導入しております。このときは、広田議員さんおっしゃるとおり、指定管理料じゃなしに、納付金という形で、指定管理者のほうから町のほうに納付されておりました。それが19から21年の3年で、納付金が1,133万3,000円を町のほうに納付されてます。そして、22から23でございます。そのときは、指定管理料は0でございます。納付金も指定管理料もないということで、なっております。

次に、24年から26年の3年間につきましては、今年につきましては、消費税の関係でありまして、当初の債務負担行為につきましては、2,760万円ということで推移しております。いいですか。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） これは後に議案として出ますから、いろんな議員さん方から議論

されるというふうに考えておりますが、ここで聞いておきたいのは、実際的に、出発した当時から風呂、プールについては赤字なんだと、だからレストラン部門で黒字にしていくんだというのが当初言われておりましたが、実態としては、そのことがもう過去のことであって、実際的にはレストラン部分でも非常に厳しい状況という認識なのかどうなのかだけ、ここは議案じゃないので、債務負担行為なんで、1件だけ聞いちょきたいというふうに思うんですが、今、部長が説明した部分については、今から見ながら検討されるというふうに思いますので、当時言われよった、実際的に、あの施設が風呂とプールの分については赤字なんだと、しかし、レストラン部門で赤字を埋め合わせていきよるんだという、これは町長もその言葉を使ったというふうに思いますが、どうなのか、どのぐらい厳しくなっちょるか、これは金額から見て厳しくなっちょるんですが、実際的にはどうなのかということを知りたいというふうに思われます。

次の質問であります。

一つは、25ページを見ていただきたいんですが、法改正により介護保険システム改修が385万6,000円ということで報告されましたが、実際的に法改正の中身について、部分について報告を求めておきたいというふうに思います。

これが1件です。

それと、新規の部分で、新規事業の部分で聞いておきたいのが、農業にかかわる部分であります。

実際的に今回新規事業として、集積協力金といいますか、その分があるんじゃないかと思えます。金額的には、50万円余りじゃなかったかというふうに思いますが、これは基本的には、要綱といいますか、それがあると、それが出てくるというふうに思いますが、実際的に、何平米といいますか、そういう新たな——正式名称かどうかわかりませんが、機構集積協力金ということで55万円出ております。これは、耕作農地に関する新たな貸し借り、貸し借りといいますか、そのことによる協力金というふうに思われます。

それで実際に、何反ですか、どれが単位が正しいかわかりませんが、農地を何平米、もしくは何反貸したら、最低限がこのぐらいからその対応になる、最高額についてはここまでですよという部分があれば、説明を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 25ページの介護保険システム改修の中身ですけども、一定以上の所得者の利用者負担の見直し、1割から2割及び高額介護サービス費の見直しです。それと、介護予防、日常生活支援総合事業の実施及び予防給付、予防訪問介護及び予防通所介護の見直しです。

また、特別養護老人ホームへの新規入所者を、原則として、要介護度3以上の要介護者に限定

する。

もう1点、低所得者に対する公費による介護保険料軽減の強化、年金収入80万円以下、5割軽減から7割軽減に拡大、あともう1点、有料老人ホームであるサービスつき高齢者向け住宅への住所地特例への適用、以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 広田議員さんの機構集積協力金についての御質問でございます。

これにつきましては、農地の出し手に対する支援ということになっておりまして、これが機構集積協力金でございます。この中で、個々の出し手に対する支援として、経営転換協力金としてまして、0.5ヘク以上30万円、0.5ヘクから2ヘクまでが50万円となっております。

次に、農地の集積、集約化に協力する場合の支援として、耕作者集積協力金という制度がございまして、これにつきましては1ヘク当たり2万円、27年度までが2万円で、28から29年までが1万円というような協力金となっております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） この竜崎温泉の試算のことでございますが、過去2年間の実績を見ていただいたらわかりますように、今、部長も説明しましたが、指定管理料、例えばこれ、指定管理料が24、25、26と一律ではないわけです。これは、指定管理者のほうの希望によって分けてあるわけですが、例えば、24年度の指定管理料は1,240万円で申し上げますと、この1,240万円の指定管理料でもってしても、なお、1,313万円の赤字だったという実績が出ております。

そのことによって、今度は来年度以降の、今現在、指定管理のこの次議案が出てまいりますが、これについては、年間収支で1,552万7,000円ほど赤字であろうということを指定管理料としてから設定したわけでございます。

このことについては、今までの実績に基づいて、さらに努力目標として、風呂、プール、貸し部屋等ですが、要するに、入浴者の増を図っていただくということを、少しハードルを上げて、それをもって、この試算をしておるわけでございます。

トータルでいえば、9万2,000人を入浴者、来館者としてから、努力をしていただきたいということで募集をしたわけでございます。

しかしながら、9万2,000人の来館者があっても、風呂やプールのほうでは3,100万円のマイナスがあつて、なおかつ、レストランのほうではプラス1,500万円のプラスになるわけですが、ここがイコールになれば、マイナスとプラスが差し引き0になれば、これは指定管理料を出さなくてもいいということになるわけでございますが、しかしながら、今の

現状では、レストランは1,500万円ほど黒になってると言いながらも、まだ風呂関係のほうでは3,100万円ほど赤字になつるとということで、その差額を指定管理料1,560万円で埋めようということになってるわけでございまして、しかしながら、これが本来いえば、イコールになってから指定管理料を出さなくてもいい施設となるのが本来の目標でございますが、しかしながら、プールにつきましては、料金を100円に設定しております、そのこともあると思いますが、プールのほうの年間の利用者数を7,500人と設定をして、これも少しハードルとしては高い設定であろうというふうに見込んでおるわけでございまして、しかしながら使用料が100円でございますので、当然、これ収支が伴わない数字でございます。そういったしますと、これは町民の皆さん方が利用する、7,500人が利用するわけでございますので、まさにプールで健康づくりをしていただくという経費だというふうに思っております。

そして、もう一つあわせて、1,560万円マイナスになるわけですが、その部分を指定管理料としておりますが、これは一つには、観光交流人口の増大に寄与しておるということで、年間が9万2,000人の来館者を見込んでおり、また、それをぜひとも達成していただきたいということでございますが、9万2,000人の来館者は、この竜崎温泉だけではなくて、その他の周防大島町内の他の周辺にも経済効果をもたらすものとして、それを含めて、健康づくりと交流人口の拡大を含めて、この1,560万円の指定管理料で、竜崎温泉でにぎわいをつくっていただくような理屈をつくっておるわけでございますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思えます。

済みません、これはいずれ、この議会にも御議決をいただきましたら——後の議案ですが、いただきましたら、きちんと指定管理者のほうと協議をし、協定を結ぶわけでございまして、必ずやこの9万2,000人をオーバーしていただくように、この3年間では必ずオーバーしていただくようにしていただくということをきつく申し上げたいと思えますし、そして将来的には、この指定管理は、一度には下がらないと思えますが、少しずつでも下がっていくようなこと、そして最終的には、収支が伴うような施設にしていただき、そして、指定管理料を出さなくても運営できる施設にしていただきたいということは強く申し入れておきたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 部長の答弁によると、過去の指定管理者が実際的に報告された内容を作ってみたというのがあると思えます。実際的に、私たちもこれを見て、管理経費の傾向及び利用者の状況等がどうなるかというのはまだ非常にわかりにくい部分があります。

例えば、町民の皆さん方の、一つは、健康管理とプール部門等についての健康管理部門と、それともう一つは、やっぱり町内の皆さん方の仕事の場となる提供部分、それらの実際的には、後

の議案で出てくればある程度わかってくるんじゃないかなというふうに思いますので、できるだけ議案のときには、もう少し詳しく質疑、答弁ができるようお願いして、私のほうは質疑終わりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

暫時休憩します。11時まで。

午前10時47分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7. 議案第2号

日程第8. 議案第3号

日程第9. 議案第4号

日程第10. 議案第5号

日程第11. 議案第6号

日程第12. 議案第7号

日程第13. 議案第8号

日程第14. 議案第9号

○議長（久保 雅己君） 日程第7、議案第2号平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から日程第14、議案第9号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの8議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） それでは、議案第2号から議案第4号までの補足説明をさせていただきます。

議案第2号平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を行います。

今回の主なものは、歳入におきましては、平成26年度推計による療養給付費負担金に係る国庫支出金の調整と高額医療費共同事業交付金の調整、負担金交付申請額確定による保険基盤安定

事業に係る繰入金、国保負担軽減対策費助成事業補助金額の確定に伴う繰入金及び一般会計繰入金の調整をしようとするものです。

また、歳出におきましては、職員人件費、基幹系システム更新に伴う印刷製本費及び制度改正に伴うシステム改修の委託料など総務管理一般経費の増額、平成26年度推計による一般被保険者療養給付費と高額療養費を増額しようとするものです。

補正予算書45ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,467万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億6,342万6,000円とするものであります。

事項別明細書の51ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費負担金は、26年9月診療分までの保険給付実績に基づく年間医療費等の推計により、2,760万4,000円を増額いたします。

7款共同事業交付金1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金につきましても、今年度8カ月分の交付実績からの年間推計により、4,689万1,000円を増額いたします。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金を2,017万5,000円増額いたします。これは、1節保険基盤安定事業繰入金（保険税軽減分）を1,105万3,000円増額、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）を220万2,000円増額、3節職員給与費等繰入金を113万1,000円減額、5節財政安定化支援事業繰入金を466万4,000円減額。——次に、52ページをお願いいたします——引き続き、6節その他一般会計繰入金のうち、国保負担軽減対策を191万9,000円増額、財源不足に伴うその他一般会計繰入金を1,079万6,000円増額いたします。

次に、53ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費は、当初予算編成以降の人事異動等に伴う職員人件費の調整により、122万5,000円減額し、基幹系システム更新に伴う印刷製本費及び制度改正に伴うシステム改修の委託料として、総務管理一般経費を131万2,000円増額いたしますことから、合わせて8万7,000円増額いたします。

54ページをお願いいたします。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、26年度推計により8,189万2,000円増額いたします。また、2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費を1,259万7,000円増額いたします。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費は、当初予算編成以降の人事異動等に伴う職員人件費の調整により、9万4,000円増額いたします。

以上が議案第2号平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

続きまして、議案第3号平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、職員人件費及び徴収費に係る一般会計繰入金の増額、歳出は、職員人件費及び徴収費の増額です。

補正予算書の57ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ307万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,694万9,000円とするものです。

事項別明細書63ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金を307万1,000円増額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。64ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費のうち、当初予算編成以降の人事異動等に伴う職員人件費の調整により、職員人件費を248万7,000円増額いたします。また、2項徴収費1目徴収費において、基幹系システム改修に伴う印刷製本費を58万4,000円増額いたします。

以上が議案第3号平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

続きまして、議案第4号平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正は、保険事業勘定では、職員人件費の減額、介護サービス事業勘定では、ケアプラン作成に係る増額補正を行うものでございます。

補正予算書の65ページをお願いいたします。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,144万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億6,183万1,000円とするとともに、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ155万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,782万7,000円とするものです。

事項別明細書の73ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

6款繰入金1項他会計繰入金3目その他一般会計繰入金の1,152万1,000円の減額につきましては、職員人件費の調整によるものでございます。

同じく6款の繰入金3項介護サービス事業勘定繰入金1目介護サービス事業繰入金7万8,000円は、ケアプラン作成料の増額に伴う介護サービス事業勘定からの繰り入れでございます。

次に、保険事業勘定の歳出について御説明いたします。

74ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、介護保険分の職員人件費の調整により、108万7,000円を減額いたします。

4款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業費3目地域包括支援センター運営事業費では、介護保険・地域包括支援センター分の職員人件費の調整として、1,035万6,000円を減額いたします。

79ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。

1款サービス収入1項介護給付費収入1目介護予防サービス計画収入の155万円の増額につきましては、ケアプラン作成件数の増によるものでございます。

次に、介護サービス事業勘定の歳出について御説明いたします。

80ページをお願いいたします。

1款サービス事業費1項介護予防支援事業費1目介護予防支援事業費の155万円の増額につきましては、ケアプラン委託件数の増と、先ほど申し上げた保険事業勘定への繰り出しでございます。

以上が平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

以上で、議案第2号から議案第4号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） それでは、議案第5号平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第8号平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの環境生活部所管の4議案につきまして、補足説明をいたします。

まず、議案第5号平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の81ページをお願いいたします。

第1条のとおり、既定の歳入歳出予算から247万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億2,410万4,000円とするとともに、第2条により、地方債の補正を行うものであ

ります。

その概要につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

89ページをお開き願います。

歳入の3款繰入金において、一般会計から繰入金257万2,000円を減額し、財源を調整しております。

5款町債につきましては、源明ポンプ所監視システムの構築工事等に充当する町債の起債の調整であります。

90ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款簡易水道費1項事務費1目総務費において、当初予算編成以降の人事異動等に伴う職員人件費の調整等により3万1,000円の増額補正であります。

総務費一般経費では、簡易水道事業に係る職員研修の旅費を追加計上するとともに、職員研修費負担金についても、併せて新規に計上しております。

また、電算システム更新に伴う納付書等の印刷製本費を追加計上しております。

公課費の消費税につきましては、25年分消費税申告納税額及び26年度中間申告予定納税額の確定による減額計上するものであります。

91ページの2項事業費2目設備費におきましては、歳入と同様、町債の起債の調整であります。

以上が議案第5号平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

次に、議案第6号平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

93ページをお願いいたします。

第1条により、既定の歳入歳出予算に272万5,000円を追加し、予算の総額を3億8,959万1,000円とするとともに、第2条により、地方債の補正を行うものであります。

それでは、事項別明細書により、歳入歳出補正について説明させていただきます。

101ページをお願いいたします。

歳入の4款繰入金は、一般会計から繰入金を32万5,000円追加し、財源調整を行っております。

6款町債の下水道事業債及び過疎対策事業債は、久賀・大島地区下水道整備に係る県事業負担割合の変更により、それぞれ120万円を増額計上しております。

102ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款公共下水道費1項事務費1目総務管理費は、他の会計と同様、当初予算編成以降の人事異

動に伴う職員人件費の調整等により463万5,000円の減額を、総務一般経費では、電算システム更新に伴う納付書等の印刷製本費を計上するものでございます。

2項事業費1目維持管理費は、下水道処理場施設の電気使用量の増加により、122万1,000円を追加計上するとともに、東和片添浄化センターの溶存酸素計の取替、修繕費に206万9,000円を追加計上するものでございます。さらに、25年度分消費税申告納税額及び26年度中間申告予定納税額の確定により、消費税147万6,000円増額計上しております。

2目公共下水道費では、歳入と同様、県代行事業の県負担割合の変更に伴い、250万円の増額計上でございます。

以上が議案第6号平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、議案第7号平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

105ページをお願いいたします。

第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に214万2,000円を減額し、予算の総額を3億3,098万3,000円とするものであります。

111ページをお願いいたします。

歳入の3款繰入金は、一般会計からの繰入金214万2,000円を減額し、財源調整をしております。

112ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款農業集落排水費1項総務管理費1目総務管理費は、他の会計と同様に、職員人件費の調整等で211万7,000円の減額を、総務一般経費では、電算システムの更新に伴う納付書等の印刷製本費を増額計上するものであります。

2項事業費1目維持管理費は、消費税の確定により、11万1,000円を減額計上いたしました。

以上が議案第7号平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

次に、議案第8号平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

115ページをお願いいたします。

第1条により、既定の歳入歳出予算に97万8,000円を追加し、予算の総額を5,343万円とするものであります。

それでは、事項別明細書により、歳入歳出補正について説明させていただきます。

121ページをお願いいたします。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金を97万8,000円を追加し、財源調整を行っております。

122ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款漁業集落排水費1項総務管理費1目総務管理費で、他の会計と同様、電算システムの更新に伴う納付書等の印刷製本費を追加計上しております。

2項事業費1目維持管理費は、浮島処理区の操作盤内にあるファンが経年劣化により、機能が低下していることから、平成25年度に交換した3号と5号を除く7カ所のファン等の取替、修繕を行う59万3,000円を追加計上するとともに、マンホールポンプ施設内の土砂取り除きに要する費用28万1,000円の増額計上であります。さらに、車両船舶借り上げ料では、高水位等による夜間の緊急警報が集中しまして、12月以降の代船料を確保するため追加計上しております。

以上が議案第8号平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第9号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書123ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条により、既定の歳入歳出予算の総額から341万4,000円を減額し、予算の総額を8,503万4,000円とするのと同時に、第2条において、地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

131ページをお願いいたします。

歳入につきましては、4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金48万6,000円を繰り入れることとしております。

6款町債1項町債は、事業延期に伴い、交通事業債及び過疎対策事業債を全額減額するものでございます。

132ページからは、歳出でございます。

渡船会計におきましても、他の会計と同様に、当初予算編成以降の人事異動等に伴う人件費の

調整、また給与改定等の調整の必要があり、第1款事業費1項事務費及び2項事業費の1目前島航路運航費から3目浮島航路運航費までのいずれにおいても、職員人件費の調整を行っております。

133ページ、2項事業費1目前島航路運航費、前島航路運航経費は、当初、国道437号線の改良事業に伴い、前島航路栈橋の移設を予定しておりましたが、県との調整から、平成27年度に延期することとなり、事業費を減額するものでございます。

127ページ地方債の補正は、交通事業債及び過疎対策事業債の限度額について、それぞれ皆減とする補正を行うものでございます。

以上が議案第9号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありますか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 一つは、繰入金について質問しちょきたいというふうに思います。

今回、その他一般会計繰入金、その他部分ですが、1,079万6,000円という状況になっております。これで、今年度のその他一般会計繰入金額は幾らになるのか、財政の方か、聞いてきたいというふうに思います。

次に、基本的には、これも人事にかかわる部分大きいというふうに説明されましたが、中身としては、医療費、高額医療を含めて、過去3カ月間の実績を見て予算計上さしてもろたというのが補足説明でしたが、実際的に推計として、今年度末の医療費及び医療費の中の一般分と高額分、どういうふうに対前年度見ておるのか、わかれば答弁を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） その他一般会計繰入金ですけれども、1億2,433万2,000円を見込んでおります。

療養給付費ですけれども、一般の療養給付費が23億9,388万5,000円、退職が1億9,144万3,000円、出産一時金等を含めまして26億285万8,000円の予定、見込みです。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今年度末見込みが、今、補正にあらわれちよる数字と、ほいで、今、部長が答弁されました数字と。

ほいで、私のほうは、質疑の内容は、大体、医療費が、一般マスコミによると、かなりずっと右肩上がりだっちゅう説明をするが、実際的には、対前年度どういう状況か、つかんでおれば、答弁をお願いしたいというのが、私の質問の趣旨でした。

じゃけ、ある程度、あれば答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 25年度の医療費の総額は、29万1,162万8,262円ということで、ちょっと、パーセント、比率等を出しておりません。申し訳ございません。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第4号平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 介護保険会計については、一つは、かなり人件費部分が減と、ほいで、これはもと定員からすれば1名余りの減じゃないかというふうに見られます。ほいで、1名余りの減に対して、その後どういう補填をしてきたのか、補填というのは、臨時で雇うべき取り扱いとか、いろいろあるかと思いますが、介護保険課としてしては特段の補填をしたのかどうなのか、ちょっと金額が大きいんで聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議員さんおっしゃるとおりで、当初予算編成をした際に職員想定しておいた職員が1名、急遽3月末で退職いたしましたので、その1名分の減額が大きな要因でございます。それに伴う補填につきましては、臨時職員で対応しておるというふうに理解しております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第6号平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第7号平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第8号平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第9号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第2号平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第9号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの質疑を終了します。

討論、採決は最終日といたします。

日程第15. 議案第10号

○議長（久保 雅己君） 日程第15、議案第10号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第10号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成26年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います

います。

この予算は、人事院勧告等に伴いまして、給与費を増額補正し、その財源といたしまして基金運用益の増加分を充てております。

まず、第2条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、基金運用益の増加分を見込んでおり、合計で424万9,000円増額補正し、53億6,619万7,000円を見込んでおります。

支出につきましては、給与の増額及び賞与6月支払いの確定に伴う不用額の減額により、次の2ページになりますが、合計で384万8,000円増額補正し、53億6,525万3,000円を見込んでおります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、給与費を合計で952万1,000円増額補正し、26億6,506万8,000円を見込んでおります。

内容につきましては、人事院勧告による改定分が3,160万6,000円の増額、単身赴任手当の新設に伴うものが101万円の増額、職員の異動等によるものが2,309万5,000円の減額でございます。

附属資料といたしまして、4ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）の内容でございます。

どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 1つ目が、人件費に伴う部分について、触れられました。ほいで、もう一つは、人事院勧告と、先ほど質疑を行ったように、異動に伴う部分ということで、ちょっとやっときたいというふうに思うんですが、全体として、6人が減額というふうになっております。それで、実際的にそれに伴う金額が952万1,000円、全てひっくるめてということになっておりますが、その6人の内訳、実際的な内訳の状況、それと、施設ごとの動向、これは当然、準備されていると思うんで、それぞれ答弁を求めておきたいというふうに思います。

施設ごとについては、職種も含めて答弁を求めておきたいというふうに思います。よろしく。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 当初予算の採用予定職員を含める一般職員数を352名から6人減じて346名としております。

退職が17名、で、採用が11名で計6名の減となっております。

各施設の内訳でございますけれど、橘病院が1名の増、これは看護助手を採用しております。

休日における看護体制を2名から3名にするために、1名増としております。

大島病院は3名の減、医師が1名増となっております。診療放射線技師が1名退職しておりますので減、看護師が2名、これは、東和病院へ転出ということで、2名減となっております。准看護師1名が退職ということで、大島病院が3名の減、やすらぎ苑が2名の減でございますが、介護支援専門員が1名と介護福祉士が1名の減ということでございます。さざなみ苑の1名の減で、これも介護福祉士が1名減ということになっております。橘病院健康管理センターは保健師が1名減となっております。これは採用予定ができてない状況でパートにて対応しております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） もう1件は、国債等の運用利回りの変動に伴う増額分の考え方ですが、これについても報告を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 一応、国債の運用益につきまして、予算は9,100万円ということで、一応、11月21日現在で1億1,090万円、約1億1,100万円収入が上がっておりますが、今後、3月までに発行済みの国債を購入した場合に、発行された日から購入された日の経過利息というのを支払わなくてはならないということで、万が一購入した場合に、その経過利息を減した金額ということで、一応補正額を424万9,000円ということでさせていただきます。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） なし。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は最終日いたします。

日程第16、議案第11号

○議長（久保 雅己君） 日程第16、議案第11号公有水面埋立ての免許についてを議題とします。

補足説明を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第11号公有水面埋立ての免許について、補足説明をいたします。

本案は、山口県が整備を行っております主要県道大島環状線社会資本総合整備事業において、横見工区の道路整備で、海岸の一部を埋め立てて改良することについて、本申請、縦覧を経て、このたび、山口県知事より町長へ意見を求める諮問がありましたので、公有水面埋立法第3条第4項の規定によりまして、異議のない旨の答申をすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

埋立計画地の道路用地の規模につきましては、車道が3メートルの2車線、路肩が海側0.75メートル、陸側0.5メートル、歩行者道が陸側に2.5メートルで、全道路幅員が9.75メートルとなり、総延長758.4メートルの事業計画となっております。

次に、防災施設用地約3,100平方メートルにつきましては、道路整備事業により、機能を損なわれるので、埋立地並びにその背後地を高潮、波浪等から防護するため、現有施設と同様に、道路用地の全面に設けるものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 防災施設用地の基本的考え方、運用、それともう一つは、防潮堤の考え方、ここにそれぞれ高さが出ておりますが、私たちは道路敷部分の高さから何メートル部分という報告がされれば、非常にわかりよいというふうに思うんで、今の段階で、例えば、道路施設から何メートル今の防潮施設より高くなるんだというんがある程度わかれば聞いときたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。わからなかったらいいです。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 今、広田議員さんの質問で、防災施設の件と高さの話でございますが、今、議案書の9ページにありますように、埋立地の地盤の高さについては、DLプラス3.44からDLプラス8.74というようなことしか私たちは情報を持っておりませんが、今、ここに県からの事業説明があるんですけど、それを見ても、ちょっとここで正式な回答がなかなかしにくいので、以上のことで御理解いただくようお願いいたします。

防災施設用地につきましては、今ある全面消波ブロックとかがあります。それが、道路をつくるために海側に埋立地しますので、その機能を全面にまた再度つくと、護岸用地をつくることというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第11号公有水面埋立ての免許について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。13時まで。

午前11時46分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小田議員より早退の通告を受けております。

川口部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 失礼します。先ほどの広田議員さんの国保の療養給与費の対前年比ですが、一般療養費が0.6%の増、高額療養費が5.1%の増です。

それと、25年度の療養給付費の訂正です。一般が19億7,060万3,006円です。高額療養費が2億9,406万6,915円となります。

以上、訂正いたします。

.....

日程第17. 議案第12号

日程第18. 議案第13号

日程第19. 議案第14号

日程第20. 議案第15号

日程第21. 議案第16号

日程第22. 議案第17号

○議長（久保 雅己君） 日程第17、議案第12号周防大島町役場の位置を定める条例の一部改正についてから、日程第22、議案第17号周防大島町斎場条例の一部改正についてまでの6議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第12号から議案第17号につきましては、一括して

補足説明をいたします。

まず、議案第12号周防大島町役場の位置を定める条例の一部改正についてであります。

橘庁舎は、建築後40年以上が経過しており、壁面のひび割れや漏水など、老朽化が著しく、耐震診断の結果も、大地震により倒壊または崩壊する危険性が高いと診断され、住民サービスに支障をきたしていることから、本年度、建て替えを行っております。

現在の橘庁舎には、健康増進課、介護保険課及び総合支所を置いておりますが、建て替え後の橘庁舎には、総合支所を置き、他の2課は、たちばなケアプラザ内の健康増進課健康づくり班も含め、現在改修中の旧日良居中学校へ移転することから、今回、日良居庁舎として庁舎の位置づけをしようとするものでございます。

なお、移転の時期を明年4月1日と予定し、改正後の条例の施行日を平成27年4月1日としております。

次に、議案第13号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

人事院は、去る8月7日に、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与等の改正について勧告を行いました。政府はこれを受け、人事院勧告どおり平成26年度の給与改定を行うとともに、地域間、世代間の適正な給与配分等の実現を図る観点から給与制度の総合的見直しを実施することを10月7日に閣議決定し、一般職員の給与に関する法律案等を国会に提出いたしました。同法案は、11月12日に可決成立し、11月19日に公布されております。

本町もこれに準じ、給料月額について、若年層に重点を置いて平均0.3%の引き上げ改定を行うこととしました。

また、期末・勤勉手当につきましても、民間の支給状況を反映して、支給月数を0.15カ月分引き上げることとし、勤勉実績に応じた給与を推進するため、本年度は12月期の勤勉手当を引き上げることといたしました。

さらに、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、船舶職員の給与及び旅費条例の改正、議会議員及び町長等の期末手当に関する条例もあわせて改正するため、関連条例を一括して一部改正しようとするものであります。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第1条の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第18条第2項中の勤勉手当の支給割合について、12月期の勤勉手当の支給割合を「100分の15」引き上げ、現行の「100分の67.5」から「100分の82.5」に改正し、再任用職員についても、12月期の勤勉手当の支給割合を「100分の5」引き上げ、現行の「100分の32.5」から「100分の37.5」に改正するものでございます。この改正で6月期、12月

期を合計した年間の勤勉手当の支給割合は、それぞれ、現行の「100分の135」及び「100分の65」から、「100分の150」及び「100分の70」となります。

別表は、行政職、医療職及び技能職に係る給料表をそれぞれ改正するものでございます。

第2条は、周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正でございます。

第1条で御説明したとおり、人事院勧告に伴う改正であり、船舶職に係る給料表を改正するものでございます。

第3条及び第4条は、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。一般職の職員の給与改定に準じ、町議会議員及び町長等の12月期の期末手当の支給割合を「100分の15」引き上げ、現行の「100分の155」から「100分の170」に改正しようとするものでございます。この改正で6月期、12月期を合計した年間の期末手当の支給割合は、現行の「100分の295」から、「100分の310」となります。

附則第1項は、施行期日を定めるもので、この条例の第1条の規定のうち第18条第2項の改正、第3条及び第4条の改正の適用を本年12月1日としております。

附則第2項は、この条例の第1条の規定のうち、給料表の改正に係るもの及び第2条に規定する船舶職の給料表の改正は、適用を本年4月1日に遡及するものとしております。

附則第3項は、この給与条例の一部改正に伴い異動のあった職員間について、均衡上必要と認められる限度で調整することができる規定であります。

附則第4項は、改正前の給与条例の規定に基づいた給与が、改正後の給与条例の規定による内払いとするとしており、改正後の条例の規定を適用した場合は、その差額を支給することとなります。

附則第5項及び第6項も、改正前の条例の規定に基づいた町議会議員及び町長等の期末手当が、改正後の条例の規定による議会議員及び町長等の期末手当の内払いとしており、改正後の条例を適用した場合は、その差額を支給することとなります。

第7項は、規則への委任であります。

なお、今回の改正による年間の影響額でございますが、約2,343万4,000円の増額となる見込みでございます。

続いて、議案第14号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

この度の改正は、出産育児一時金の支給額を現行の39万円から40万4,000円へと1万4,000円引き上げるとした健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び産科医療補償制度の掛金が3万円から1万6,000円に引き下げられるため、保険者が必要と認めるときに加算する額は1万6,000円を基準とするという国からの事務連絡によりまして、本町の国民健康

保険条例に規定する出産育児一時金の額、並びに産科医療補償制度加入時の加算金についても同様の見直しを図るものであります。

これにより、出産育児一時金の総額は、現行と同じ42万円となり、実質的な支給額は維持されることとなります。

また、施行期日は、国の健康保険施行令等の改正にあわせ、平成27年1月1日からとするものであります。

議案第15号から議案第17号までの3議案につきましては、いずれの議案も山口県内において、耕地番と山地番に同一地番が定められ、重複地番が存在していることにより発生するトラブルに対処するため、山口地方法務局登記官が職権により山地番に10000番を加算したことにより、各施設の地番に変更が生じたことに伴い、所要の改正をするものであります。

議案第15号周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正は、第2条の表中、橘不燃物処理場の位置を「周防大島町大字西安下庄1317番地2」から「周防大島町大字西安下庄11317番地2」に変更しようとするものであります。

議案第16号周防大島町共同墓地設置及び管理条例の一部改正は、第3条の表中、越木田墓園の位置を「周防大島町大字小松開作357番地3」から「周防大島町大字小松開作10357番地3」に変更しようとするものであります。

議案第17号周防大島町斎場条例の一部改正は、第2条の表中、橘斎場の位置を「周防大島町大字土居字蔵谷194番地」から「周防大島町大字土居字蔵谷10194番地」に、大島斎場の位置を「周防大島町大字西三蒲字崩田245番地」から「周防大島町大字西三蒲字崩田10245番地」に変更しようとするものであります。

附則として、これらの条例は平成27年1月1日から施行しようとするものであります。

以上で、条例の一部改正に関する6議案の補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。議案第12号周防大島町役場の位置を定める条例の一部改正について質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） お尋ねいたします。

旧日良居中学校の校舎を健康福祉部の庁舎として活用されるとのことですが、日良居庁舎内に日良居出張所を移転したほうがいい、管理の面からも、効率的で有効だと思いますが、お考えをお伺いいたします。

それと、今、健康福祉部の職員は何名おられますか。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今、日良居出張所をこの度の日良居庁舎、要するに、旧の日良居中学校へ移転したらいいのではないかという御意見でございますけれども、これはいろいろ私どもも検討させていただきましたが、今のスペースの関係、それから日良居公民館の管理等々も踏まえまして、現状で、日良居出張所については現状の位置で業務は行いたいというふうに考えております。

それと、今、健康福祉部の職員という御質問でございますけれども、現在の——今度日良居庁舎に入ろうとする職員数でございますけれども、まず、健康増進課が今20名、それから、介護保険課が17名でございます。この2課が日良居庁舎に入る予定でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 位置に関する部分ですから、当初予算含めて議論になるかというふうに思います。ほいで実際的に、今、日良居庁舎、新たにできる日良居庁舎、この部分についても町民に対する配慮がきちっとされてるのかどうなのかというのが、危惧しちよる部分なんです。といいますのが、高齢化する中で、ややもすると、相談所が2階になったりすると非常に不便になると、そういうことが起きたらいけないというのが、私の基本的考え方です。

その点でどうなのか、今現状でわかれば答弁を求めておきたいというふうに思います。

それともう一つ、これは今、庁舎として残る部分、庁舎として残るっちゅうて言うたらわかりにくいかもしれませんが、実際的に今の隣にできつつある庁舎であります、これは今、言うた以外の人数とすれば、実際的に何人で残るのかと、そしてまた、実際、今、工事をやっておりますが、延べ、1階スペースで全て賄うという考え方なんかどうかあわせて聞いちょきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず、日良居庁舎の部分で、相談室が2階等にあつて、住民の皆さんに不便をかけるんじゃないかという御質問ですけども、そういった相談室等については1階に設けるようにしております。それと、2階は会議室等で使用する予定でございます。

それから、今現在建築中の橘庁舎でございますけれども、これにつきましては今年の、26年の4月1日現在は9名の総合支所職員の体制でございました。

ですから、一応それを想定した職員配置というふうに考えております。

○議員（11番 吉田 芳春君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） あんまり規模について議論するべきじゃないとは、いうふうには思うとりますが、東和総合支所を建てかえるときに、実際的には、住民のプライバシーが守れんほど小さいんじゃないかという意見がかなり出ておりましたので、その辺も、住民のプライバシーの保護の部分については、今のスペース、新たに建てようとするスペースで十分なのかどう

なのかも含めて聞いちょきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 十分かどうかという議論はあろうかと思いますが、それなりに配慮した建物になっておるということでございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 28ページの附則において、この条例は公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するとなっております。

本来ならば、去る11月25日に開催された臨時町議会で一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正する条例を上程すべきであったと思います。

県や近隣の上関町、田布施町、平生町は11月までに給与改定に伴う条例等議会で可決されております。平成26年12月1日から施行されています。特に、人件費に係る条例改正でありますので、12月1日にさかのぼって適用するのではなく、12月1日から施行すべきであったと思います。今日に至った理由の御説明をお願いいたします。

それと、再任用職員で、職務は現在何級を適用しておりますか。お伺いいたします。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず、条例の提出の時期といたしますか、についての御質問でございますけれども、確かに12月1日施行という、これは、ボーナス、期末・勤勉手当の支給の基準日が12月1日になっておることから、12月1日の施行というふうにさせていただいております。

で、提案の時期につきまして、まあ、そういった御意見もあろうかと思いますが、町としていろいろ検討した結果、要するに、今回の定例会に提案をさせていただいておりますが、職員に不利益を及ぼさないような措置は、ですから、施行基準日を上げましても1月1日に遡及はいたしませんし、給料の内払いとして差額は、また改めて支給するという手続をとるようになっておりますので、そこらあたりは御理解いただきたいということと、再任用職員の給与につきましては、2級を適用しております。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） この条例は、へなら、施行は何日を予定されておりますか。公布日。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 公布につきまして、これはまず、議会で議決をいただかなければ、私どもがいつということは申し上げかねると思いますが、仮にこの議会で議決をいただきまして、その議会結果を町長に報告がございましたら、それを受けまして、地方自治法に定める——1週間以内だったかな、と記憶しておりますが、その間に公布をして、施行するようになろうかと思えます。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 少なくとも、公布は、もう、あすには職員の皆さんにはボーナス等が支給されると思いますので、きょう採決で議決されれば、当然、議長から町長宛てに議決の通知があって、その通知をもって公布ということで、法的効果が発生するわけであります。

それで、12月のボーナスは改正された新給料と新支給率をもとに算出されると思います。このたびの補正予算は、議会最終日の17日に討論、採決されます。そのような関係で、この条例の改正と補正予算の成立とその辺の関係について、御説明をお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 当然、条例につきましては、そういうふうな手続を踏んで、公布、施行ということになりますが、当然、それに、支給に伴う財源が、今、議員がおっしゃるとおり、補正予算に関係しております。ですから、補正予算の採決がいつになる、最終日であれば17日ということになりますので、今ある予算でお支払いできるのは現行の、現条例での支給率でのボーナス、期末・勤勉手当となります。

ですから、先ほど補足説明でもありましたように、今、今回10日で期末・勤勉手当をお支払いするのは、それは給与の内払いという扱いになりまして、年内に、12月中にその差額、御議決いただきましたならば、そのアップ分の差額を年内に支給するという手続になります。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） それぞれ、給与改定っちゅうのは非常に大事な、職員にとって大事な部分なので、一、二質疑をしちよきたいというふうに思いますが、今回の人勧実施に伴う総額については、午前で、そして報告ありますが、実質的に一つは、今回の改定に伴う職員組合との協議の状況、これについてまず聞いちょきたいというふうに思います。実際的に、人勧実施といっても、数年来上がらんか下がるかという人勧実施の状況だったんで、改めて聞いちょきたいというふうに思います。それが1点です。

ほいで、今回1等級から7等級、船舶以上含めての、それと特別職等の、全てをひっくるめての条例改正でありますので、それぞれ実際的に手当必要額といいますか、それぞれ出しておれば

聞いておきたいというふうに思います。これが2点目です。

それと、3点目として、実際的に今回の部分で昇格等の取り扱いがあるのかどうなのか、昇格というのは、私も長い間、ちょっと、あれしてないですけど、例えば、等級変更ですね、3級から4級とか、4級から5級とか、その部分は起きるのか、起きとるのかどうなのかという考え方、その場合に、直近上位という考え方でよろしいのかどうなのか、その辺を聞いときたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず、今回の給与改定に伴う組合との協議の状況ですけども、11月17日に組合と協議をさしていただき、今回の条例改正に係る部分については御理解をいただいております。

それから、手当の関係の改定のおりますが、その金額ですけれども、まず、議員さんの手当に係るとするのは61万7,000円でございます。それから、特別職の手当の関係が32万円でございます。それから、職員が1,561万円の影響が出ております。

それから、等級の変更等があるのかということでございますけども、これは給料表の改定はございますが、等級の変更に伴う改正はございません。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） そうなると、実際的に等級変更ありませんよということで、その過去の等級を踏むわけなんですけど、今、資料として、1等級が何名、2等級が何名という出し方はしちよりますか。してなければ、また後からでもいいですから、1から7等級まであります。そして、総人数については、午前中質疑でしましたので、船舶にかかわる部分の何等級が何名、ほいで、いわゆる医療、看護師部分ですよ、それが何名という格好で出していただければよからうかと思っておりますので、手続を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 各等級の職員数について今、手持ちがございません。また後ほどお知らせさせていただきたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号周防大島町国民健康保険条例の一部改正について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） これも額的には変更なしという取り扱いであろうかと思っております。ほ

いで、町長が認める場合の圧縮等については、今回条例改正で変わるのは国の基準額が変わったからという考え方でよろしいのか、結果的には、総額は一緒ですから、町長の考え方、3万円が1万6,000円でしたか、変わるという格好になっちゃらせんかと思しますので、そこは確認しちよきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 出産一時金ですけども、39万円を40万4,000円と、して、あと、先ほどの町長が認めるものというのが1万6,000円に変わりました、総額が42万円ということになります。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、福祉部長が言うたのは、そういうふうな改定ですよちゅう補足説明をされました。ほいで、私が聞いちよきたいのは、法律に基づき今までの、長が、首長が認めた場合に3万円が1万6,000円になりますよというのは、国の基準額が変わってその圧縮部分については、町長が認めんでも、これ額が上がったんで一緒なんよちゅう考え方じゃろう思うんですよ。じゃが、実際的に中身として、国の法律、支出体系が変わったから今回の条例改正に伴う改定なのか、ちょっと議員からすると非常にわかりにくいんです。

例えば、国の基準額が、出産医療にかかわる基準額が変更あって、ほいでその上で、町長の圧縮分があったという考え方なんかどうなんか、そこを聞いちよきたいというふうに思うんです。じゃけ、どこから導き出した条例改正なのかというところが答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 平成26年9月25日の事務連絡におきまして、厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係という通知がありまして、参考条例第8条に規定する健康保険法施行令の規定を勘案して必要と認めるときに加算することとされている額については1万6,000円を基準とすることとしておりますという通知が来ておりまして、それに伴いまして行いました。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 休憩も欲しいところですが、ちょっと、ほかの議員さん方も、今、通達が1万6,000円になりましたちゅう通達はわかるんです。じゃけ、そういう通達がありましたと。ほいで、その間の差額については、当然、負担部分が増額になるわけよね、増額。ほいじゃけ、基準額の増額については、ほいじゃ、どっかが見るんよね。どっかが見るわけよ。それは、どの部分の、1万6,000円ちゅうのは、5万円——ちょっと、今数字を見えんが、加算額の変動なんよ。ほじゃが、そのもととなる数字については、当然変動が起こらんと負担が

大きゅうなるから、変動は起くるはずなんです、もとの数字は。言いよる意味がわかりますか。ほいたら、変動はどここの部分が改定になるんかっちゅうのが質問の趣旨なんよ。言いよる内容わかる。

○町長（椎木 巧君） わかりません。

○議員（4番 広田 清晴君） わかりませんっちゅうて町長が言いよるから……（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午後 1 時34分休憩

.....

午後 1 時36分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引続き会議を開きます。川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） すみません。産科医療制度における会計の額を見直すということで、出産一時金の総額を42万円に維持するという通知があります。それで、産科医療制度の額が3万円から、か、安くなりましたので、その分の出産一時金のほうが増額になって、総計で42万円という形になりました。以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第15号周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第16号周防大島町共同墓地設置及び管理条例一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第17号周防大島町斎場条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより、討論・採決に入ります。

議案第12号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第12号周防大島町役場の位置を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第13号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第14号周防大島町国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第15号周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正について、議案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第16号周防大島町共同墓地設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第17号周防大島町斎場条例の一部改正について、原案の通り決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第18号

日程第24. 議案第19号

日程第25. 議案第20号

○議長（久保 雅己君） 日程第23、議案第18号町道路線の認定についてから、日程第25、議案第20号町道路線の認定についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第18号から議案第20号の周防大島町町道路線認定について、一括して補足説明をいたします。

本案の町道路線認定につきましては、3路線の延長630メートルを、新たに町道路線に編入するものでございます。

その内訳でございますが、議案第18号の油通北二線延長166メートルは、小松地区の県道大島環状線道路改良工事に伴う、旧県道区間の町への移管によるものでございます。

次に、議案第19号の安高屋敷線、延長139メートルは、安高地区の県道橘・東和線道路改良工事に伴う、旧県道区間の町への移管によるものでございます。

続きまして、議案第20号の平尾線延長325メートルは、源明地区の県道大島橋線道路改良工事に伴う、旧県道区間の町への移管によるものでございます。

いずれも、町道路線の認定につきましては、県から町への移管によるものであります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、議案ごとに行います。

議案第18号町道路線の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第19号町道路線の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第20号町道路線の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより、討論・採決に入ります。

議案第18号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第18号町道路線の認定について、議案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第19号町道路線の認定について、議案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第20号町道路線の認定について、議案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第21号

○議長（久保 雅己君） 日程第26、議案第21号町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第21号周防大島町町道路線の変更について、補足説明をいたします。

本案の町道、向佐連線の路線の変更につきましては、路線認定時には起点側を県道大島環状線に接続しておりましたが、県道橘・東和線の道路改良工事に伴い、今後は起点側が県道橘・東和線に接続となるため、路線の変更をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による、採決を行います。

議案第21号町道路線の変更について、議案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第22号

○議長（久保 雅己君） 日程第27、議案第22号町営土地改良事業の計画変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第22号平成26年度町営土地改良事業の変更について、補足説明を致します。

本案は、土地改良法第96条の3の規定により、平成26年度の町営土地改良事業の変更につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

事業名は、「団体営ため池等整備事業、樋の口地区のため池整備事業」でございます。

当初の前刃金工法、これは赤土による工法でございますが、前刃金工法から遮水シート工法へ変更したことによる増額変更でございます。参考までに資料を添付させていただいております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） これも、前に質疑ということで、やっとなんですが、実際的に地元負担金ですよね、地元負担金の取り扱いについて、もうそろそろ下げんとですね、実際的にはそこに住む人がおられないんじゃないかちゅうことですね、工事が進まないという部分が出たらいけないねという議論をしました。そういう時に、今回一部会議を全体で、出ておりますが、実際的にその部分を考えてみたのかどうなのか、率直なところを聞いちゃきたいと。いわゆる地元負担という考え方について、そろそろ落とさんと、なかなか進まんんじゃないかということ、かつて議論したことがあります。その時の考え方で、やっぱりある程度やっとかんと、事業そのものが進まようになってくる可能性があるんじゃないかということで議論しました。その時点で立って、今回のいわゆる計画変更の中で、やっぱり議論してみたのかどうなのか、ちょっと聞いちゃきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、議題となっております議案第22号の町営土地改良事業の計画変更のことでございますが、今、議員さんが御質問の趣旨は、そろそろその地元負担金の率を変更してはどうかと、要するに、引き下げてはどうかという趣旨であろうと思います。

今、ここの団体営のため池事業につきましては、もう既に地元調整も済んでおりますし、当然その受益者との話も済んで、なおかつ、現在の地元負担金で御了解いただいておりますので、このことについては特にそういう検討はなされておられません。

しかしながら、今、御指摘にありましたように、特にため池の改修につきましては経費も相当大きいですし、また、その地元負担金につきましても、段々とその受益者が減っておるということもありまして、もう一点は、これが単なるため池の改修という水利権だけの問題ではなくて、むしろ防災的な面もあるということから、これから先のこういうふうな事業につきましての地元負担金のあり方については、今、部内で調整をいたしているところでございまして、実際にため

池を活用してから農業に農業用水として活用しておるだけではなくて、これが防災上の非常に役に立つというものであれば、それはそれ相応の負担金の軽減を図るべきだというふうに私も思っております。もう少し、検討させていただきたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による、採決を行います。

議案第22号町営土地改良事業の計画変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。14時5分まで。

午後1時52分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 失礼します。日程第16、議案第11号公有水面埋め立ての免許についての、広田議員さんの質問についてですね、ちょっと回答ができませんでしたので、参考資料を配布した上で説明をさせていただきたいと思っております。

A4の紙とA3の紙が、2枚あろうかと思っております。

まず、1枚目のA4の紙でございますが、一番最初の図面でございます。これが道路の平面的な拡大図でございます。黄色い部分が海岸保全施設の管理用地、通常管理道といたしまして、標準幅員が3メートルの部分があります。この3メートルを県道と兼用したということで、埋め立て申請の面積が入っております。

下の横断面図でございますが、ここに赤い線で図してありますのが埋め立て区域で、その中で海岸保全施設ということで、前の護岸と3メートル程度の管理用地が入ったものが、防災施設用地となっておりますのでございます。

次にめくっていただいて、これが全延長の平面図でございます。赤く囲っていますのが、埋め

立て区域でございます。黄色で塗りつぶしておりますが、これが海岸保全施設用地の防災施設用地となっております。このような区分けでございます。

そして高さの問題ですけど、また最初の一枚目に戻っていただいて、下の図面の横断面図でございますが、パラペットの天端が6.53メートルとなっております。以上でございます。

日程第28. 議案第23号

○議長（久保 雅己君） 日程第28、議案第23号竜崎温泉「潮風の湯」の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第23号竜崎温泉「潮風の湯」の指定管理者の指定について、補足説明をいたします。

公の施設の指定管理者の選定に際しましては、周防大島町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第5条第1項により、選定委員会を設置することとされております。

また、周防大島町公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱第3条第1項において、選定委員会は委員5人以内をもって組織すると規定されております。

選定委員につきましては、選定の透明性、公正性をはかる観点から大学教授、司法書士、これは書類審査の専門家でございます。中小企業診断士、これは財務の専門家であります。及び、行政組織から計4名で組織し、それぞれ3回の選定委員会を経て、参考資料として添付しております報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところであります。

その結果を受けまして、選定委員会にて優先交渉権者に選定された有限会社千鳥を、竜崎温泉「潮風の湯」の指定管理者に指定しようとするものであります。指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 債務負担行為に引き続いて、この部分について質疑を行いたいというふうに思います。

まず一つは、午前中答弁がなかった部分としてですね、実態として19年から始まった指定管理、始まった年度についてですね、例えば、利用者の状況についてはどのように認識しているのかというところであります。

現状ですね、利用者人数、風呂、プール、貸し部屋、売店とレストラン含めてですね、利用者

人数を出してですねおります。これがですね、実際に指定管理が始まった当時、どういう状況じゃったのかというのが、答弁漏れだったので、答弁を求めておきたいと、これが一件です。

それと2件目としてですね、いわゆる管理部門についてであります。プール管理部門が8,966万3,000円、レストラン部分が5,941万1,530円でありましたが、実際に午前中の議論をしておりますと、これはいわゆる指定管理者が出してきた資料に基づきこれを作ったのかどうなのかということが、疑念があります。

この点についても、本来なら私はそれはいかななものかという立場をとっておりますので、2点まず聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） それでは、広田議員さんの質問の竜崎温泉の利用者の状況、19年から今回実績として出されたものが、どっから出されたものかという質問に対して、回答させていただきます。

まず、利用人数でございます。指定管理者制度を始めたのが平成19年でございますが、実際指定管理者制度を開始したのが6月でございます。その辺ちょっと考慮して、19年は利用者人数が11万6,062人、20年が11万2,917人、21年が8万9,183人、22年が8万6,444人、23年が8万2,887人、24年が8万6,585人、25年が9万2,678人でございます。

それぞれの内訳でございますが、19年につきましては、風呂、プールが10万793人、貸部屋、売店等が11万9,580人、レストランが11万9,580人、20年度が風呂、プールが10万3,577人、貸部屋、売店等が11万2,917人、レストランが11万2,917人、21年度が風呂、プールが8万9,183人、貸部屋等が8万9,183人、レストランが8万9,183人、22年が風呂、プールが8万6,444人、貸部屋、売店が8万6,444人、レストランが8万6,444人、23年の風呂、プールが8万2,887人、貸部屋等が8万2,887人、レストランが8万2,887人となっております。

根拠でございます。先ほどですね、補正の中の債務負担行為の中で説明しました左側にあった分については、実績でございます。これは、指定管理者の有限会社千鳥からの数字でございます。その数字を根拠として、指定管理料を午前中の債務負担行為で説明したとおりでございます。以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 管理経費については、町としては推定ができないので、指定管理者が出した数字ではじかしてもろうたということで捉えらるるとですね、実際的には町が主体的に管理経費を出して、行った管理経費ではないというふうにならざるを得ないというふうに私は考え

るわけですが、それでは一つは言葉はどうかわかりませんが、かなり指定管理者に数値について、おんぶにだっこの部分があるんじゃないかなという危惧がしよります。いいのですが、少なくとももう何年にもなっていけばですね、親元はやっぱり町ですから、一定のはじきを出さんと、いけんのんじゃないかなというふうに思うておりますが、今の状況でもやっぱり新たな、これが何期目になりますか、指定管理が始まって3期、4期になりますか、あのう、いうふうな状況で統一は別にしてね、そういう時期になると思うんですが。やっぱり、きちっとやっていかんと、指定管理料の組み方としては非常にまずいんじゃないかという意見があるというふうに思いますが、その点でどうなのかという部分です。

それは、一応答弁だけ求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 指定管理料の高い安いという、極端に言えばそういう話かと思えます。これについては、まだいろいろ部内でもいろんな議論をしながら、指定管理料を定めたところでございます。その中で、指定管理料の算定については、先ほどの算定根拠、A3、1枚紙の表に基づいて、町としたら算定したところでございます。その中でいろんな考え方、切り口があるろうかと思えます。

まず一つとして、近隣の市、町の同種の施設、今でいえば上関町の鳩子の海、光市の三島温泉ゆーぱーく等々が、近隣では温浴施設として今やっています。たいへん今、オープンしたばかりなんで、なかなか新しい方に客が行くのもやむ得えない話だというふうに考えております。

その中からですね、産業建設部としてもですね、その上関とか光市にですね、その経費についての問い合わせはするんですけど、いろいろ内部的な情報なんでですね、それもうちに対してもなかなか情報が明示さしてもらえませんので、新聞報道等の数字で若干説明をさせていただきたいとは思いますが、上関町につきまして鳩子の湯の指定管理料は1,000万円という報道でございまして。光市の三島温泉についても指定管理料1,300万というふうになっております。

もう一つの考え方になろうかと思えますが、第2期目の前指定管理者になるというんがいいんでしょうか、その時の指定管理者につきましては、指定管理期間中に途中で撤退されたという時の議員さんに、議会でも説明されたんですけど、その時は、1年と7カ月で1,700万の累積赤字というふうな説明だったような今、記憶でございまして。

そういうふうなことで、とにかくなかなか黒字になるのは難しいんじゃないかというふうな考えもあろうかと思えます。

3番目なんですけど、先ほど広田議員さんもおっしゃったように、直営も実は1年ほどやっております。直営時代、平成17年に増築しまして、18年4月1日から、仮オープンが4月1日から7月10日まで、7月11日から本館と温水プール、フルオープンしたのが18年でした。

その時の収支等を、考えますと、その時の決算書の数字をここで説明いたしますと、収入がその時、3,400万6,971円の収入でした。支出について、竜崎温泉管理運営経費が9,480万4,836円という数字でございます。この時もいろいろ条件が違いますので、一概にこの差がその倍になるとは限りませんが、いかにその時の温泉の施設が黒字というのは、なかなか難しいというような考えでもありますが、それを指定管理者制度を使いまして極力経費を削減していこうということで、行政ではできない経費節減や迅速意思決定ができる指定管理者制度等々で、何とか削減をしていくということで、今回の指定管理料ということで総合的に勘案しまして、今回の指定管理料を算定したとでございます。以上です。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） それとですね、もう1点はですね、この部分で応募する時にですね、いわゆる地元の皆さん方の声を、いう側面もですね、審査事項の中にあるんじゃないかというふうに思います。というのがですね、職員体制や配置人員、職員の指導育成、研修体制、法人の財務状況等があるというふうに見てですね、得点で、1社しかなかったですから、513.00でこの決定に至ったということですが、新たに契約するときですね、その指定管理者のほうに地元の皆さん方が何人くらい雇用すると、これ非正規なら非正規でいいですが、それで正規職員は何人くらい雇用するちゅう格好でのこの書き出しはあるのかないのかいう点でですね、質疑3回目ですからしちよきたいいうふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 地元雇用は何人かという御質問だと思います。

指定申請書の中に、施設の管理の中に、職員の配置及び採用についての項目がございます。雇用人数、合計で、温泉の維持管理が4人、受付、売店6人、レストランが10人、水泳指導、プール維持、監視員1人配置、その他1人、計22名の雇用ということの中で、申請書によりますと、15人を町民雇用とするというような記述がございます。以上でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） 19年の納付金が1,100万円もらって、それからあとが0円になって、今から先、1,600万円ほど突っ込もうというんですが、先ほど部長さんの答弁では、ちょっと黒字は難しいという答弁だったと思うんですけど、近隣の上関とかの入浴料を教えてください。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 田中議員さんの質問の上関温泉ではないんですけど、光市三島温泉の分のは資料がありますので、それでよろしいですか。

三島温泉につきましては、入浴料、65歳以上が市内が400円、市外が600円、大人が市

内が500円、市外が600円、小学生が1人市内が300円、市外が400円、3歳未満が1人無料、市外も無料、身体に障害を有する者1人が400円、市外が600円、家族風呂1時間が1,000円というような利用料金でございます。

○議長（久保 雅己君） 田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） 大体、五、六百円のように思われますが、温泉施設ができてもう既に10年ぐらいたっちよると思うんですが、プールの利用者が非常に少ない。プールと温泉の両方をセットにして金額をしてから、600円なら600円にして売り出したら、プールは7,000人で風呂は7万人じゃけえ、700万円は確実に収益が上がるというふうに思われると思うんですが、そういうことも、町民のほうとしては利用しない人もいっぱいおるんですから、なるべくゼロにさせていただいたらと思う。役場の部長さんだけではありませんけど、担当部署もよく研究して、何ならコンサルタントを入れて、いかに黒字経営ができるかというのも、将来的に検討したほうが良いと思うんですけど、お願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（久保 雅己君） 池元建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 料金の話でございまして、プールの利用が少ない、そういうことがありまして、2年前ですか、当初の額から100円という誰が入っても100円にしてですね、利用促進を図ったところでございます。それは健康増進のためにある程度増加はして、今ちょっと数字をもっていませんけど、プールの利用については、利用料金等の値下げにより増えているというふうに、今認識はしております。

もう1点、御提言でございまして、確かに経営コンサルタントとか中小企業診断士とかですね、そういう専門の方を入れて、若干その辺も検討するべき時期にきているかとは思っております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 2番、平川です。この今回の指定管理の公募ですが、1社なんですよね。この周南というか柳井地域のほうで、これは良いほうか悪いほうかわかりませんが、竜崎温泉イコール千鳥というような名前がですね、随分通っておるわけですよね。

こういう状況にありますが、町長、元橋町でこれは建設されたものですが、千鳥さんからこの施設を安く売ってくれちゆう話は、町長さん聞いたことはないですか。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 直接公式に、施設を取得したいというような話は聞いておりません。

言うなれば、非常に膨大な費用をかけてからこの建設をした施設でございます。特に、平成17年の改修した時の費用が大変大きかったわけでございますが、言うなれば、仮にそういう話があったとしても、当然、起債の償還の問題とかですね、いろいろまあ、補助金は特にあんまり入ってないんですが、やはりそういう施設でございますので、簡単にその売却してしまおうとい

うことには、なかなかハードルが高いのではないかというふうに思っております。もしまあ仮に、事業者が取得をしたいというようなことがあればですね、それはまあ、今の状態では本当にずっと指定管理をおっておるわけですから、そのようなことも考えられるのかなと思います。

しかしながら、先ほどの補正予算の時の御質問にもお答えしましたが、この施設で多額の指定管理料を出しながら運営していただいとるわけですが、地元での雇用が確保されるということ、もう一つは観光と交流の人口が、9万2,000人全てではないと思いますが、その中で大きな外からのお客さんを受け入られる施設であるということとか、いろいろなそういう問題、もう一つは、プールについても収支は合っていませんが、町民の健康づくりに寄与しとるというようなことを考えますと、今の指定管理料が当然高いんですが、できるだけこれを、この次の、この今回議決をいただいて、来年から27年から28、29年とこの3年間で、ぜひともこの指定管理料を下げてくださいような努力をしていただきたいと、そしてまた、最終的には、指定管理料を出さなくても運営できるような体制にもっていただきたいというのが私たちの希望でございます。

先ほど部長から話がありましたように、11万5,000～6,000人おったという時代があります。まさに12万人ほど、このお客を呼ぶことができるならば、これは今の1,500万～1,600万円の指定管理料は帳消しになるというふうに私たちはみておるわけでございます。

例えば、1人当たりの入浴料単価を仮に回数券で500円と計算しましても、1万人入れば500万円、2万人入れば1,000万円、そしてレストランとかのそのような消費を見込めば、1,500万円の指定管理料は消せるものというふうに思っておりますので、ぜひともこの議決をいただいて指定管理者と協定を結ぶときに、ぜひともそのような形で、次の3年間では、頑張っって指定管理料を削減するようにお願いをしたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（久保 雅己君） 平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 私はまあ、こういうクアハウスっていうのがですね、随分前から自分の仕事柄ですね、考えてみたことがあるんですが、これが成功したところがほとんど無いんですよ。この千鳥グループだからこそ、今、ああやって指定管理料をこれでやってくれるといいますが、普通の、今回らでも応募がないということは、やっても赤字になるんじゃないかということですね、やってくれんと思うんですよ。だからさっき町長がおっしゃったように、地元の雇用とか全てを考えてやってもらううちゅうんで、これが続けばですよ、例えば頑張っって販売促進会議でもやって、やるといってもですね、10年やれば1億6,000万円ぐらい指定管理がある、そのうちにはメンテナンスの費用等々があるんですよ、私はこれを本来に思うわけですが、少しでも安くでも、ああいう補助金とかいろいろあるかもわかりませんが、買っただけなら千鳥グループぐらいしか私はやってくれんと思います、はっきり言って。もう、こ

れやってくれって指定管理がほじゃったら、これ何ヶ所も公募が出てきますよ。魅力がないとかあるとかじゃなくて、やはりこういうグループの方はやっぱり利益を追求してやるわけですから、この1,600万円が僕は、決して高いとは思ってません。絶対にそれやって、ここしかないんじゃないかと。もしここがなかったらそのまま、閉館という形になりますよね。じゃいったい、町長が思うようなことができんわけですから、雇用もできなければ結局何にもできん、だからあれですよ、私もその質問の内容がちょっと相反するかもわかりませんが、本当、賛成討論みたいになりますけど、やってもらわんにゃあいけんのじゃないかと思えます。以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今まさに、この千鳥グループだからできるんじゃないかという事でしたが。

先ほど休憩中にも、ある他の議員さんから、「なんでこれは、赤字なのに有限会社はやるんかね」というふうなお話もありました。まさにそれは、この皆さんに議案第23号の参考資料2にお配りしておりますが、優先交渉権者の事業計画の中にもありますが、24年度から当該施設の管理者として管理を運営さしていただいておりますと、そして竜崎温泉の創業と合わせて起業したこの千鳥という会社でありまして、当該施設に誰よりも愛着を持っており、大島郡の観光の拠点として発展させるとともに、大島郡の活性化に貢献したいというような、非常に高い意志があるんだろうと思っております。

そしてまたもう一つは、先ほどもお話があった「赤字であるのになおかつ、それをまた応募するというのは、どういうことだろうか」というふうなお話がありましたが、この会社自体は、ここだけをやっておる事業体では当然ないわけございまして、この指定管理の応募の時にも、ヒアリングの中で言うておりましたが、ここ以外は黒字経営をしておるということで、当然そういう多角的な経営をしとるからこそ、ここが赤字でも、まあもっておるんだろうというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、ずっと赤字では将来にわたって続けられないんじゃないかということも懸念されます。

そういうことでありまして、ぜひともこの次の3年間の期間中には、黒字か収支をとんとんにしてもらいたい。そのためには町といたしましても、竜崎温泉だけをちゅうわけではございませんが、町内の各施設のPRにも、もっともっと力を入れていき、そして、町内の各施設にもっと外からお客さんを呼び込むという施策もやらなければならないというふうに思っております、新年度の予算の中でも、そのことは検討していきたいと思っておりますのでございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 反対の立場から、討論をしちよきたいというふうに思います。

私は常々ですね、2つの側面があるということを言うてきました。

一つは、雇用の場としての発展です。これは、言うまでもなく地元雇用を促進することによってですね、少しでもよりよい状況を作り出すということ。先ほど、賛成討論がありましたようにですね、実際的にはですね、かなり私は厳しい状況じゃろうというふうに考えております。

例えば、消費税引き上げに伴う厳しさ、一般的にいわれる消費不況です。そして、いわゆる原油等、これもどうなるかわかりませんが、原油高によるいろんな弊害、これらもあるじゃろうというふうに思います。

しかしながら、私が執行部に求めておきたいのはですね、資料についてはやはり、町が責任をもって管理できるような、管理費を出せるような状況、これはいつまでも、早く言えば指定管理者に対するおんぶにだっこちゅう捉え方をせざるを得んような状況はね、私は、もう卒業すべきじゃないか、既にもう指定管理が始まって、もうかなり長期になるんでですね、そろそろ町自身が、ここを運営するに当たっての基本的考え方を統一してやっていく、例えば、すでに全協の時でも出されたように、いろんな考え方があるわけですから、それはやっぱり早急にまとめていく必要があるんじゃないか。

それでないとはですね、先ほど赤字赤字って言われましたけど、やっぱり赤字だからこそ補填しよるんです、指定管理者としてもね。指定管理のほうとして、町としてですね、補填しよるわけなんです。それを圧縮のための努力はね、町として支出する側としてはやっぱり論拠を持ってですね、きちっと下げていかんとですね、なかなかええことにはいかないのじゃないかと。

私が補填すべきところはですね、前にも言いましたように、運営すべきプールの関係です。これは私も、プールは引き下げてより町民に利用されやすいようにするべきだということは議場でも言いましたので、それに対する補填はどの程度が妥当なんかという部分もですね、出していかにゃあいけんのんじゃないかというふうに思います。

実際的にはまだまだですね、指定管理が始まってこれくらいになるのに、今の水準ではですね、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。

したがってですね、今回の指定管理にかかわる、指定管理料についてはですね、反対せざるを得ないというのが私の考え方です。

ぜひ、高低も含めてですね、再検討を求めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に、賛成討論はありませんか。荒川議員。

○議員（5番 荒川 政義君） 指定管理の在り方について、今の広田議員の反対討論をお聞きしていると、これはもう町が直営でやる以外に方法がないように、私は感じております。

一企業である、千鳥グループが経営努力をしてですね、この竜崎温泉をきちっと経営していく

ということについて、私は賛成でございますし、赤字部分について町が試算した内容については、全くその通りだろうというふうに思っております。

また、プール部分については、もともと500円だったのを100円というふうに値段を下げてですね、町民に利用しやすい状況を作っております。この差額の400円については、すでに指定管理の中に折り込んでおりますので、誤解のないように広田さんがよく御理解をしていただきたいというふうに思っております。

私は執行部ではないのですが、賛成討論をいたしたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第23号竜崎温泉「潮風の湯」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29. 議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」について

○議長（久保 雅己君） 日程第29、議会広報編集特別委員会に付託中の議会広報の編集・発行の件についてを議題といたします。

本件について、魚谷議員広報編集特別委員長の報告を求めます。魚谷議員。

○議会広報編集特別委員長（魚谷 洋一君） 平成24年12月の第4回定例会において本委員会が設置され付託されました、議会広報の編集・発行について、結果を報告いたします。

まず議会広報の編集・発行についての基本方針として、読みやすくわかりやすい広報誌であることを念頭に、文字の大きさやレイアウト、わかりやすい表現をするなど、創刊以来の編集方針を継続してまいりました。愛読者でいらっしゃいます町民の皆様へは、少しでも議会活動の一端をお知らせするよう、委員一同心がけてまいりました。

発行しました議会広報誌は、第32号から第39号の8回で、発行部数は各1万600部です。この間、32回の編集委員会を行いました。

広報誌の構成としましては、各定例会の報告を主なものとしています。表紙には、その時、折々の写真を1枚ものや組み写真で構成しました。表紙も重要な1ページであり、掲載した写真に対し読まれる方のそれぞれの御感想を持っていただけるよう努力いたしました。

紙面前半の部分は、定例会を中心とした各議案等の審議結果等を掲載し、紙面中ほどから後半

にかけては、一般質問、各委員会報告、各視察・研修報告、そして最終ページはその他議員派遣等の構成としました。

編集作業につきましては、定例会閉会后直ちに編集作業にかかり、翌月の15日発行までの間、配布や印刷などを考えますと、約2週間で仕上げなければなりません。原稿を依頼しました各議員さんにおかれましては、この2年間提出期限を厳守していただき、誠にありがとうございました。

おかげをもちまして、編集日程に支障をきたすことなく発行することができました。厚くお礼を申し上げます。

また、資料や写真等の準備や提供にご協力いただいた方々にも感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

紙面の構成にあたり変更した部分がありますので、報告いたします。

昨年の2月、岡山市議会に視察研修に参りましたが、その時、岡山市議会の広報誌は横書き4段構成でした。近年リニューアルされてこの構成にされたそうですが、非常に読みやすく感じました。何とか取り入れられないかと思い、平成25年4月発行の第33号より1ページの記事については、横書き4段構成としました。いかがだったでしょうか。1ページの長い記事を読まれるとき、少しでも気分転換になり、最後まで読んでいただけたのではと思っております。

次に、この2年間研修いたしました状況を順を追って報告いたします。

まず、平成25年2月6日から7日、岡山県里庄町議会及び岡山市議会を視察研修いたしました。

里庄町議会の広報誌は、委員4人で構成され、読みやすい広報誌にこだわっているとのことでした。委員による原稿作成から編集・発行までの状況や、苦労話などの意見交換を通じ、私たちも大いに参考とさせていただくところがありました。

岡山市議会の広報誌は、議会の会派ごとに分量等が決まっており、職員が作成し議会運営委員会で最終チェックされておりました。先にも述べましたが、横書き4段構成であったり、後で報告いたしますが、マスコットキャラクターを掲載するなど、市民の皆さまにいかにお読みいただけるか苦心してるとのことでした。

次に平成25年と平成26年の2回、東京での町村議会広報研修会に参加いたしました。

昨年は研修会もさることながら、あわせてNHK放送センターの視察研修もいたしました。ここでは、NHK放送センター内の撮影現場、編集室、また海外向けのニューススタジオなど、センター内をくまなく御案内いただきました。紙面である広報誌と映像メディアの違いはあれ、正確な情報発信や情報提供など相通ずるものがあり、実のある研修となりました。

今年の研修会では、「住民にとってわかりやすい広報を作成する」をテーマに、「わかりやす

い表現・表記、議会広報誌の編集、広報写真の見方・考え方」と題した、3講演があり、とても参考となりました。詳しくは、10月発行の第39号に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

3番目は、山口県の町村議会広報研修会に平成25年と平成26年の2回参加いたしました。

毎年、広報誌のクリニックを講師の先生にさせていただいておりますが、特に今年はそれに加えて、参加者全員が2つのグループに分かれて、それぞれの広報誌の編集等について意見交換をする分散会がありました。その中で、それぞれの広報誌がどれくらいの皆さんに読まれているのか調査しては、との意見が出され、今後の検討課題となりました。

最後に、この2年間で新たに取入れたことが3点ありますので、報告いたします。

まず、議会広報誌を親しみやすいものにできるかと思い、周防大島町のマスコットキャラクターみかキン・みかトトを活用しております。これは、岡山市議会に視察研修に行ったとき、広報誌に活用されており非常に親しみを感じました。早速平成25年4月発行の第33号で紹介し、第34号より表紙の目次の部分、それまで挿絵やイラストを使っていた部分に使い始めました。

2点目は、ケーブルテレビ周防大島チャンネルを活用しております。平成25年12月、周防大島チャンネルのお知らせに議会広報誌を載せてはという御提案をいただきました。御存じのようにいろいろな行事や募集などを各時間帯の後半30分間放映されておりますが、これに議会広報誌の発行のお知らせを載せていただくことになりました。平成26年1月発行の第36号のお知らせより、議会広報誌の目次の部分をアレンジして、広報誌のタイトル「こちら議会広報部」と、みかキン・みかトトをセットにした画像とともに、各号発行の前日まで放映されております。

3点目は、これも周防大島チャンネルの活用です。平成26年3月議会の録画放送時に、各定例会に関する用語の説明などを録画して放映してはという御提案をいただきました。いろいろ協議した結果、町のマスコットキャラクターである、みかキンちゃんがインタビュアーとなり広報編集集中のところを訪れ、各編集委員との質疑応答をするという内容です。5、6分間の短い時間ではありますが、また広く議会の広報活動と思っております。これまで平成26年6月と9月の定例会の2回収録し、「みかキンちゃんの教えて議員さん」と題して放映いたしました。

以上が、この2年間の報告であります。今後も、皆さま方の御協力をいただきながらの編集・発行になろうかと思っております。今まで以上の、御理解と御協力をいただきますよう、また、広報誌の内容等につきましても、皆さま方に読んでいただけるよう心がけておりますが、今後ともいろいろな御助言や御提案をいただけることを切にお願いいたしまして議会広報編集特別委員会よりの報告といたします。

○議長（久保 雅己君） 以上で、議会広報編集特別委員長の報告を終わります。

御苦労さまでした。

議会広報編集特別委員会の期間は、12月13日までとなっておりますが、今後も議会広報の発行は大変重要と考えていますので、引き続き議会広報の編集発行に関する特別委員会の設置について委員の皆さまにお諮りしたいと思います。

ただいまから、次の日程第30に関する資料を配布いたします。

日程第30. 議会広報編集特別委員会の設置について

○議長（久保 雅己君） 日程第30、議会広報編集特別委員会の設置についてを議題とします。お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおり、委員会条例第5条の規定により、7人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、広報編集発行についてこれに付託の上、期間は平成26年12月14日から平成28年11月13日までとし、閉会中の継続審査・調査をすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、本案については、7人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し――

○議員（10番 平野 和生君） 議長ちょっとよろしいですか、7名とした何か理由がおありなんでしょうか、現在6名なんですよね。

○議長（久保 雅己君） えっとですね、一つは、今回編集委員さんかなりメンバーが変わりまして、経験等々で7名でやりたいという御意見をいただきましたので、7人で構成させていただきました。以上です。

異議がありますので挙手による採決を行います――。設置ですから。いいですか。よって本案については、7人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、広報編集発行についてこれを付託の上、期間は平成26年12月14日から平成28年11月13日までとし、閉会中の継続審査・調査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、平川敏郎議員、田中隆太郎議員、魚原満晴議員、今元直寛議員、吉田芳春議員、濱本康裕議員、松井岑雄議員以上7名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名の議員を、議会広報編集特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま設置いたしました議会広報編集特別委員会においては、任期開始が12月14日から

となります。委員長及び副委員長を会期最終日までに御報告願います。

日程第3 1. 地域活性化特別委員会に付託中の調査・研究について

○議長（久保 雅己君） 日程第3 1、地域活性化特別委員会に付託中の調査・研究についてを議題とします。

本件について、今元地域活性化特別委員長の報告を求めます。今元議員。

○地域活性化特別委員長（今元 直寛君） 地域活性化特別委員会を代表いたしまして、委員長報告をさせていただきます。

平成24年12月の第4回定例会におきまして本委員会が設置され、地域資源を活用した人口定住の促進に向けての調査・研究を行ってまいりました。調査結果につきましては、お手元に配布しております報告書と併せまして、概要を御報告申し上げます。

本委員会では委員会を9回開催し、先進地の視察研修を3カ所で行いました。

この度の委員長報告は、度重なる委員会での意見を集約し提言としてとりまとめに至ったものであり、その主なものを申し上げます。

まず、提言の第1、若者らの移住・定住の促進に向けた取り組みについて、提言内容に添って御説明させていただきます。

移住・定住対策として、移住・定住に関する諸問題を総合的に解決し、横断的に対応できる体制の強化が必要であります。

次に、移住者及び町内に在住する若者らの、新たな住まいの建設、取得、改修等への助成事業の創設であります。さらに、貸し出し可能な空き家の掘り起し、貸主と借主の間の調整を積極的に行うなど、空き家の有効活用を図る必要があります。

また、出産祝い金制度、出産前後及び子育て期間のヘルパー派遣制度や病児保育事業を創設し、出産・子育て支援体制を強化することも重要であります。

次に、周防大島町で子供を育てたいという魅力的な教育環境を充実させる必要があると考えます。保育所、小・中学校、高校とそれぞれの過程におきまして、役割があると思います。

地域を支える人材を育成するためには、保育所では地域の中でいろいろなことを体験し、小・中学校では、ふるさと教育を通して地域の歴史や文化、自然を感じて、高校では県教委と連携し、地域のために何ができるか、地域の厳しい現状を解決するためにはどのような方策があるのかを考え、地域産業の創出、若者の定住、後継者の育成につなげる、教育からの地域活性化を図る必要があると考えます。

次に、提言の第2、地域産業の振興に向けた取り組みについて御説明申し上げます。

地域産業における、もろもろの課題や問題点を総合的に調査・検討するプロジェクトチームを

設置し、組織体制の強化を図る必要があると考えます。

また、農林水産業者と他業種が連携した加工食品等のブランド化、専門家や外部の視点を取り入れた特産品のパッケージデザイン開発や、多様な流通形態に対応できる販売システムの構築など、財政的、人的支援を含んだ地域ブランド創出への支援を求めます。

また、農地の貸し借りに関しては、農地の現状を把握して賃料や活用方法など、貸主と借主の間で町は積極的な役割を果たしていただきたいと思います。

さらに、「道の駅サザンセトとうわ」では、特産品の販売環境の改善や、集客力を活用して町内の他店舗を紹介したチラシを配布するなど、商業全体のかさ上げをすることも考える必要があります。

また、人の行き来や物品の流通増大を図るため、関係機関と調整し、伊保田港に柳井港と三津浜港の間を運行する大型フェリーの寄港に適した港湾の整備が必要と考えます。

また、光ケーブル回線を利用したサテライトオフィスの開設やチャレンジショップのような販売店舗、さらに加工施設、交流スペースとして空き家や廃校となった遊休施設の有効利用を図る必要があります。

また、個人等が国の補助金を活用したい場合、専門知識が必要な書類の作成や手続きが煩雑であるため、申請をためらう場合があります。この申請にかかる事務的支援窓口の設置が必要と考えます。

最後に、椎木町長をはじめ執行部におかれましては、本委員会が取りまとめました2項目の提言の趣旨を十分おくみ取りいただき、前向きな対応を要望して、本委員会の報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（久保 雅己君） 以上で、地域活性化特別委員長の報告を終わります。御苦勞様でした。

地域活性化特別委員会の期間は、12月13日までとなっておりますが、今後も地域活性化のための調査・研究は大変重要と思います。これまでの調査・研究を踏まえ、より実現に向けた調査・研究が必要かとも存じます。

これらを含め、改めて設置について議員の皆さまにお諮りしたいと思います。

ただいまから、次の日程第32に関する資料を配布いたします。

暫時休憩します。15時20分まで。

午後3時08分休憩

.....
午後3時20分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第32. 地域活性化特別委員会の設置について

○議長（久保 雅己君） 日程第32、地域活性化特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおり委員会条例第5条の規定により、8人の委員で構成する地域活性化特別委員会を設置し、地域資源を活用した人口定住に向けての調査・研究についてこれに付託の上、期間は平成26年12月14日から平成28年11月13日までとし、閉会中の継続審査、調査とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって本案については8人の委員で構成する地域活性化特別委員会を設置し、地域資源を活用した人口定住に向けての調査研究についてこれに付託の上、期間は平成26年12月14日から平成28年11月13日までとし、閉会中の継続審査、調査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、地域活性化特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、魚谷洋一議員、広田清晴議員、荒川政義議員、今元直寛議員、平野和生議員、濱本康裕議員、新山玄雄議員、小田貞利議員、以上8名を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の議員を、地域活性化特別委員会委員に選任することに決定しました。

ただいま設置いたしました地域活性化特別委員会においては、任期開始が12月14日からとなります。委員長及び副委員長を会期最終日までに御報告願います。

日程第33. 防災対策特別委員会に付託中の調査・研究について

○議長（久保 雅己君） 日程第33、防災対策特別委員会に付託中の調査・研究についてを議題とします。

本件について、尾元防災対策特別委員長の報告を求めます。尾元議員。

○防災対策特別委員長（尾元 武君） 防災対策特別委員会を代表いたしまして、報告をさせていただきます。

平成24年12月の定例会において本委員会が設置され、付託されました、近年の自然災害は甚大で局所的な被害が多い、風水害と大規模な地震、津波被害が予測されている。これらの災害に備えるためには、日頃からの準備が急務であり、町内全域としてまた各地域としてどのように

取り組んでいけばよいかの調査・研究を行い、住民の安心・安全に資することを目的とする、とのその調査・研究内容について次のとおり報告いたします。

まず、委員会の開催は平成24年12月14日を皮切りに7回行いました。その主な内容を報告いたします。

平成25年6月の第3回目委員会では、「家房老人憩の家」において行い、当地区における自主防災活動について区長より説明を受けました。

当家房区の4地区は、平成25年1月に自主防災組織が結成されています。同年4月に行った4地区の合同高台避難訓練では、看護学校の生徒十数名を含め160名が参加、車が使えない状況も想定しリアカーを使つての避難も実施、その後約5分遅れで消防団がハンドマイクでサイレンを鳴らしながら居残りの確認、そして報告と実践さながらの訓練を展開しておりました。

また、炊き出しも行い、訓練終了後は防災センター長の講話を受け、花見もあわせて実施したとの和やかな報告をいただいたところです。

また、防災備蓄倉庫の設置場所及び倉庫内の備蓄等の確認も行いました。

本年2月の第4回委員会では、総務課より町内の自主防災組織の現況と結成方法について説明を受け、質疑応答を行い、同年5月14日の第5回委員会では、町内3地区、戸田地区、久保河内上地区、三蒲地区の自主防災組織の代表者に本委員会に出席いただき、組織するまでの苦労や現在の活動状況の聴取と意見交換を行ったところであります。

本特別委員会が設置された平成24年12月末までに認定された自主防災組織の数は、18団体でした。

現在、認定を受けている自主防災組織は51団体であり、この2年間で33団体自主防災組織が認定を受けております。

地域によってその組織構成の形態が異なるため、組織率を出すのは困難ではありますが、世帯数でいえば全体の30%弱となります。着実に地域での防災対策に対する認識は高まってきているとの認識するところであります。

しかしながら、お手元に配布してあります、町が認定した自主防災組織の分布図のとおり、地域によって温度差があるという現実も、これからの課題として顕著に表れた一つの結果報告であります。

そのほかにも、町主催の防災訓練や講演会はもとより、6月4日に行われました自主防災組織リーダー研修会にも率先して参加してまいりました。

次に、視察研修におきましては2回行いました。被災市における防災、減災対策の取り組み及び復興への取り組みについての調査・研究を目的といたしまして、昨年9月30日には、阪神淡路大震災を教訓に防災拠点として建設されました兵庫県淡路市防災安心センター及び翌日、神戸

市防災センターを研修、視察いたしました。

防災安心センターにおきましては、1階が小中学校の給食センターですが、災害時には4,500食が可能という炊き出しの拠点となり、全避難所また災害弱者への配食センターとして活用し、2階の地域交流センターの多目的ホールが災害対策本部に変わる防災の拠点施設でした。

また、本年の8月には、平成17年3月20日に発生いたしました福岡県西方沖地震で壊滅的被害を受けました福岡県福岡市西区玄界島へ、そして翌日、福岡市民防災センターへ足を運び視察研修を行ったところであります。

福岡県中心部から北西約20キロ沖の周囲4キロ、面積1.14平方キロメートルの玄界島は、全家屋の大半が全半壊をいたし、全島民の700名が仮設住宅での避難生活を余儀なく送ったようであります。

復興に当たっては、島民との共働により計画的にプランを作成し、小規模住宅地区改良事業という事業手法を実施し、約3年という短い期間で見事に復興をなし遂げ、その地を視察いたしました。

そこには、島民の声をひとつにするために、住民の深い理解と協力はさることながら、陣頭指揮をとったリーダーの存在が大きかったとのことであります。

災害前の狭い道路や石積みの上に建っていた斜面集落部は見事に姿を変え、島の地形を有効に活用した計画的町並みは、一言で申せば圧巻でありました。

最後に調査・研究内容の報告といたしまして、2度の研修視察及び委員会での質疑応答での意見をまとめてみますと、大災害の発生時に消防や警察はもとより自治体職員がすぐに駆けつけるとは限らない、最初に立ち向かうのは私たち自身であり、その地域のコミュニティー組織である。いかに自分の命を自分で守り、お互いが助け合い自分の町を守るか、自助共助の精神をそれぞれが持ち、正しい知識を身につけて災害に備えておく必要があるということであります。

最後に、喉元過ぎれば熱さを忘れるとの言葉どおり、あの甚大な被害をもたらした東日本大震災でさえ風化しつつあるのが現状です。

本町で申せば、地震、津波のみならず、地球温暖化に伴う異常気象がもたらす高潮、局地的風水害は決して他人事ではありません。

自助共助への取り組み、またこれまでの災害を教訓に、風化させることなく正しい的確な情報の提供と自主防災への啓発を行っていくことがいかに大切か、また改めて感じたところでありませぬ。

自主防災組織は、当然、認定を受けることが目的ではありません。立ち上げ、認定を受けるそれまでの過程こそが、地域が動き意識を高め災害に強い町づくりにつながると思われます。

防災活動を中心とした、活力ある自治会、コミュニティーこそ、これから求められる地域力の発揮できる自治体の姿と考える次第であります。

本委員会におきましては、これからも安心、安全な町づくりの一環として、ぜひとも防災対策特別委員会は継続すべきとの結論に達したところであります。

以上で、本委員会におきまして付託されました内容に対する調査・研究の報告を終わらせていただきます。

委員各位におかれましては、御協力に対し感謝申し上げます。ありがとうございました。以上で、報告を終わります。

○議長（久保 雅己君） 以上で、防災対策特別委員長の報告を終わります。御苦労様でした。

防災対策特別委員会の期間は、12月13日までとなっておりますが、近隣の大雨災害等を考えますと、今後も引き続き防災対策のための調査・研究は大変重要だと思います。改めて、設置について議員の皆さまにお諮りしたいと思います。

ただいまから、次の日程第34に関する資料を配布いたします。

日程第34. 防災対策特別委員会の設置について

○議長（久保 雅己君） 防災対策特別委員会の設置についてを議題とします。お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおり委員会条例第5条の規定により、8人の委員で構成する防災対策特別委員会を設置し、近年の自然災害は甚大で局所的な被害が多い風水害と大規模な地震、津波災害が予測されている。これらの災害に備えるため、日頃から準備が急務であり町内全域としてまた、各地域としてどのように取り組んでいけばよいかとの調査・研究について、これに付託の上、期間を平成26年12月14日から平成28年11月13日までとし、閉会中の継続審査・調査をすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、本案については、8人の委員で構成する防災対策特別委員会を設置し、近年の自然災害は甚大で局所的な被害が多い風水害と大規模な地震、津波災害が予測されている。これらの災害に備えるため、日頃から準備が急務であり町内全域としてまた、各地域としてどのように取り組んでいけばよいかの調査・研究について、これに付託の上、期間は平成26年12月14日から平成28年11月13日までとし、閉会中の継続審査をすることに決定しました。お諮りします。

ただいま設置されました、防災対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、平川敏郎議員、田中隆太郎議員、中本博明議員、魚原満晴議員、尾元武議員、

吉田芳春議員、松井岑雄議員、久保雅己、私、以上8人を指名したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の議員を防災対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

ただいま設置いたしました防災対策特別委員会においては、任期開始が12月14日からとなります。委員長及び副委員長を会期最終日までに御報告願います。

○議長（久保 雅己君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、12月17日水曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。お疲れさまでした。

午後3時38分散会
